

南丹市子どもの未来応援プラン

～子どもの貧困対策推進計画～

2020年(令和2年)3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定の趣旨.....	1
2. 計画の期間.....	2
3. 計画の対象.....	2
4. 計画の位置づけ.....	2
5. 子どもの貧困の定義.....	4
6. 本市の貧困のとらえかた.....	4
第2章 子どもを取り巻く現状と課題	5
1. 国・府の動向.....	5
2. 南丹市の現状.....	7
3. 「子どもの生活状況調査」からの本市における子どもの貧困に関する状況と課題.....	12
4. 子どもの支援に関わる関係機関・団体ヒアリングからの課題.....	28
5. 「子どもと貧困を考える」ワークショップからの課題.....	32
第3章 計画の基本的な視点	39
1. 基本理念.....	39
2. 基本目標.....	40
3. 施策体系.....	41
第4章 施策の方向性とその展開	42
○「第4章 施策の方向性とその展開」の見方.....	42
基本目標1 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援.....	43
（1）子どもの健やかな育ちの支援.....	43
（2）子どもの居場所づくり・交流や体験機会の充実.....	46
（3）子どもの学びの支援.....	49
（4）将来の自立に向けた若者への支援.....	51
基本目標2 生活基盤の安定と経済的支援.....	53
（1）保護者への生活支援.....	53
（2）保護者への就労支援.....	55
（3）経済的支援.....	56
（4）ひとり親家庭への支援.....	57
基本目標3 社会全体での気づきの醸成と支援への仕組みづくり.....	59
（1）連携体制の構築.....	59
（2）気づき・つなげる人材の育成.....	61
（3）社会全体での子どもの支援.....	61

第5章 計画の推進.....63

- 1. 計画の推進体制 63
- 2. 計画の進行管理 63

資料編.....64

- 1. 南丹市子ども・子育て会議条例..... 64
- 2. 南丹市子ども・子育て会議 委員名簿..... 66
- 3. 南丹市子どもの貧困対策推進プロジェクトチームメンバー 68
- 4. 計画の策定経過 69

【本文中の表記について】「子ども」の表記については、子どもの「ども」の字をひらがな表記としています。
ただし、国の法令に基づく制度や組織名などの固有名詞は、そのとおりの「子供」表記としています。

例：子供の貧困対策に関する大綱 等

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定の趣旨

2017年(平成29年)国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国の子どもの貧困率は2015年(平成27年)13.9%と、7人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については50.8%に達し、まさに2人に1人が貧困状態であるという、日本の子どもの貧困率は今、OECD加盟国の中で最悪の水準となっており大きな社会問題となっています。

国では、2014年(平成26年)1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、2014年(平成26年)8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。この大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指しています。

その後、現大綱策定以降の社会経済情勢の変化等を踏まえて2019年(令和元年)11月には、新たな子供の貧困対策に関する大綱(以下「新大綱」という。)が改定されました。

南丹市においても、子どものいる家庭の状況を把握し、市の施策に役立てるため2018年(平成30年)に「南丹市子どもの生活状況調査」を実施したところ、困難を抱える子どもやその保護者、生活困難な家庭基盤の状況など、深刻と考えられる実態が明らかになりました。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されず、子どもひとり一人が自分の将来に希望が持てる社会の実現を目指して、子どもの貧困対策に社会全体で取り組む必要があります。

そのため、南丹市では子どもの貧困対策を総合的に推し進めるため、「南丹市子どもの未来応援プラン」を策定することとしました。

今後は、この計画に基づき、市民や地域、行政など、それぞれの主体が相互に連携しながら、横断的に子どもの貧困対策を推進していきます。

2. 計画の期間

本計画の期間は2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間を計画期間とするものです。

3. 計画の対象

本計画の対象は、現在困難を抱える家庭の子どもと将来困難を抱える可能性がある子どもとし、その子どもの保護者も計画の対象に含めます。

なお、本計画の子どもは、「切れ目のない支援」や「貧困の連鎖防止」の視点から、生まれる前の妊娠期から、社会的自立へ移行する年齢層として概ね20歳代前半までの年齢とします。

4. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条の地方公共団体の責務を具体化するとともに、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえるものです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

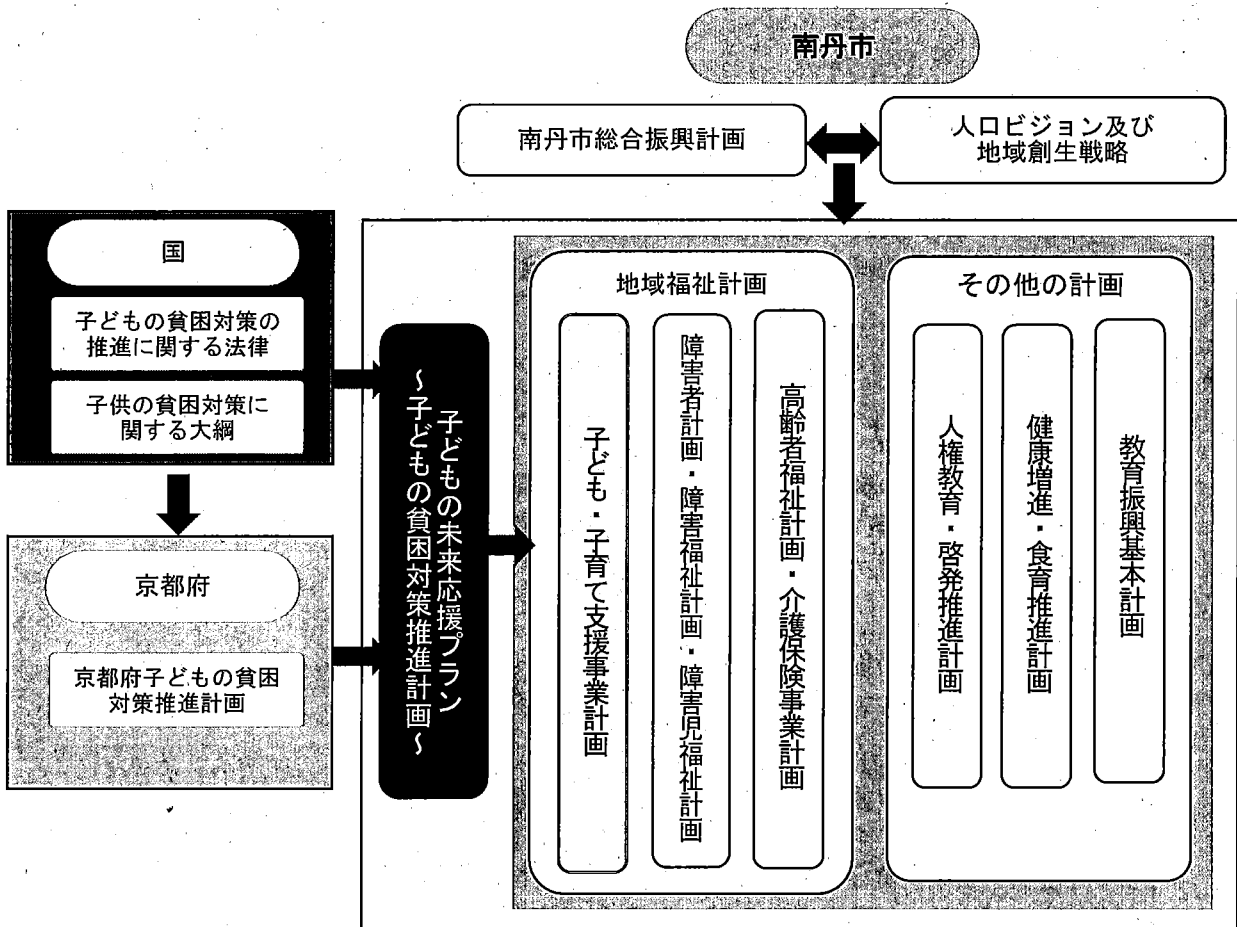
4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 他の計画等との関係

本計画は、「総合振興計画」のほか、福祉関連計画などとの整合を図ります。



5. 子どもの貧困の定義

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困という2つの考え方があります。

絶対的貧困とは、途上国や戦後日本等のように飢餓や栄養失調等をもたらす貧困の状況を指し、世界銀行は、国際貧困ラインを「1日1.90ドル未満」で暮らす人を貧困層と定義しています。

国連が2015年（平成27年）10月に採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）」の1つ目に挙げられている「NO・POVERTY」は、この絶対的貧困の撲滅を目指しています。

一方、相対的貧困とは、その社会における標準的な生活水準に比べて相対的に貧困な状態にあることを指しており、絶対的貧困が大きな課題とならなくなったOECD諸国等においても相対的貧困は存在し、特に子どもがそうした状態にあることが、子どもの貧困とされています。

6. 本市の貧困のとらえかた

本市では、子どもの貧困を経済的な問題のみでなく、保護者の養育力不足などを要因として、基本的な生活基盤である衣食住の不足、生活習慣の乱れ、心身の不健康、学力や意欲の低下など様々な困難な問題に直面している子どもの状態を「貧困」と定義します。

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

1. 国・府の動向

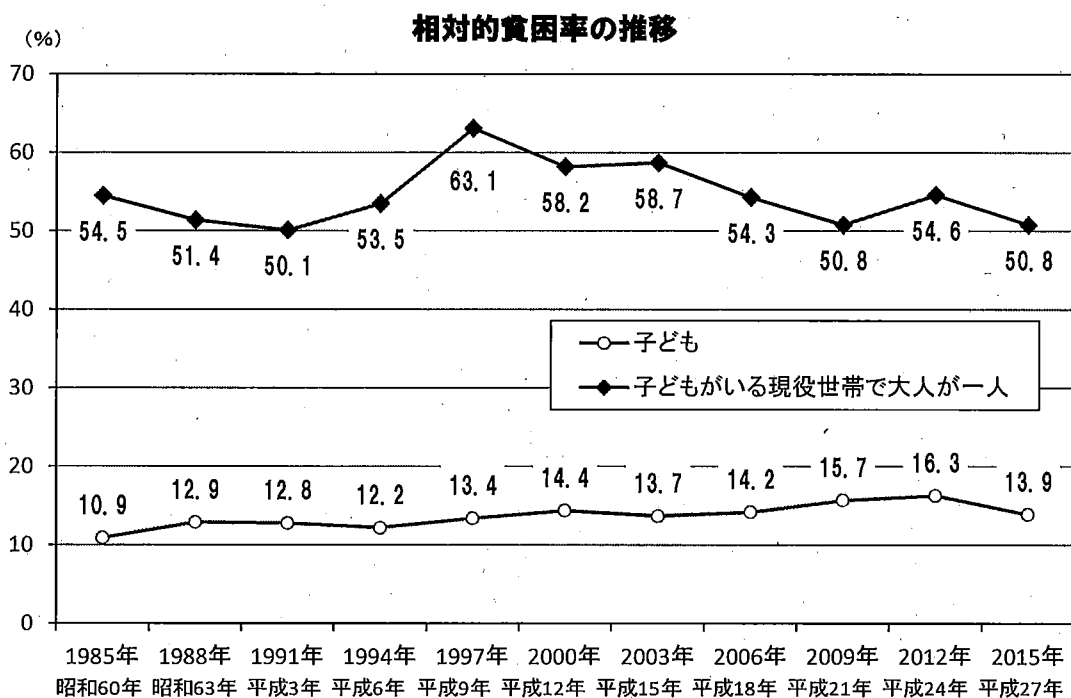
(1) 国の動向

国では、2014年(平成26年)1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。さらに、2014年(平成26年)8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

さらに、2019年(令和元年)6月に貧困対策推進法改正案が成立し、貧困状況の子どもや保護者らの意見を反映させることを明記。ひとり親家庭の貧困率と生活保護世帯の子どもの大学進学率の2つの指標と改善策を大綱に記すよう求められています。

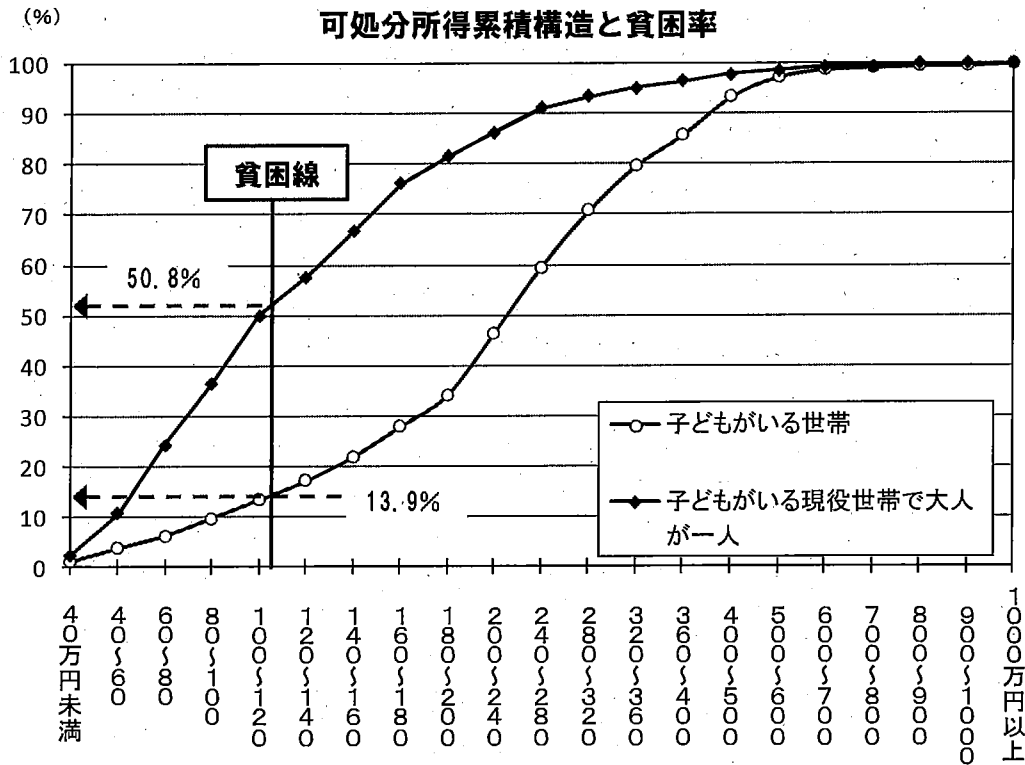
①相対的貧困率

子どもの貧困率は、バブル崩壊後の1990年代から緩やかな上昇基調にある中、近年は非正規雇用の拡大などの労働構造の変化(働き方の多様化)を背景にさらに上昇傾向にありましたが、2015年(平成27年)には、13.9%と低下しました。



②可処分所得と貧困率

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいい、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。



資料：国民生活基礎調査（平成 28 年）結果より作成

(2) 京都府の動向

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、京都府においても 2015 年（平成 27 年）3 月に京都府子どもの貧困対策推進計画を策定し、令和元年度に計画の見直しを行っています。

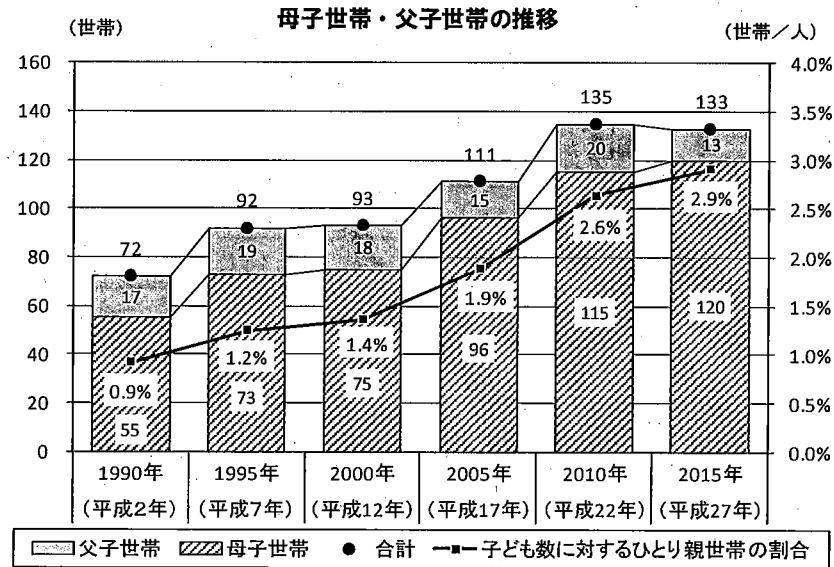
当計画では、子どもの貧困対策に関する重点施策を、「連携推進体制の構築」、「ライフステージに応じた子どもへの支援」、「経済的支援」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を柱として、ひとり親家庭や貧困の状況にある子どもへの支援を進めています。

2. 南丹市の現状

(1) ひとり親世帯の状況

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、2010年（平成22年）までは増加しており2015年（平成27年）にはわずかながら減少しています。一方、子どもの数に対するひとり親世帯の割合は増加し続けており、子どもの数の減少に伴い、ひとり親世帯の数も減少したものと考えられます。

また、ひとり親世帯の多くは母子家庭であり、父子家庭の推移はほぼ横ばいとなっています。

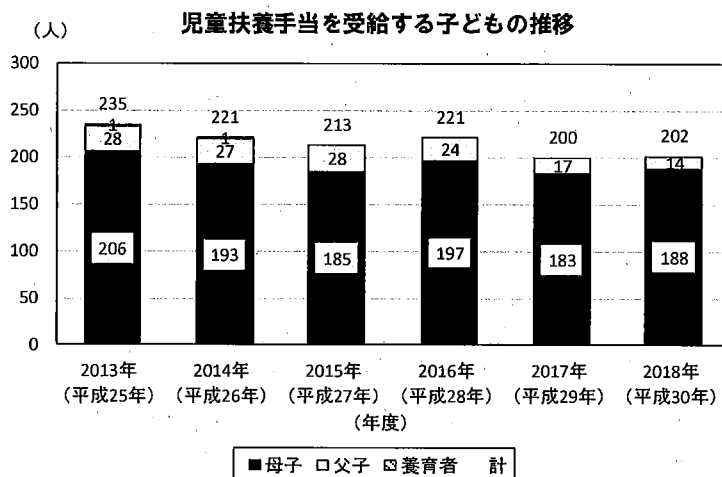


(2) 児童扶養手当の受給状況

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

南丹市における児童扶養手当を受給する子ども数は、2013年度（平成25年度）は235人でしたが、その後は減少傾向となっており、2018年度（平成30年度）で202人となっています。

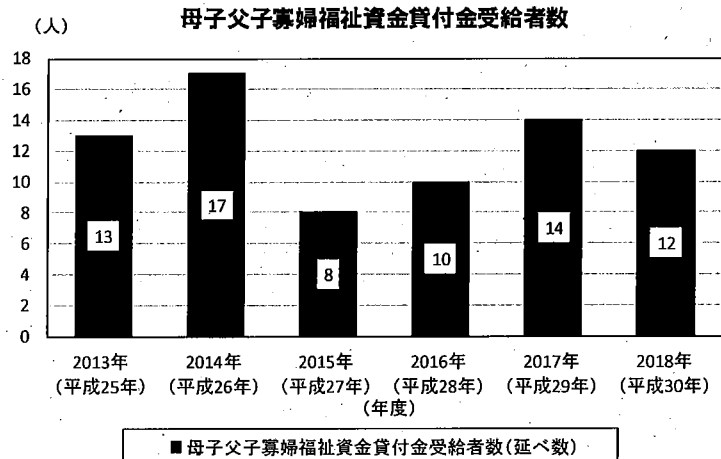
児童扶養手当受給者のなかでは、母子世帯が9割以上を占めています。



(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金受給者数

母子父子寡婦福祉資金貸付金とは、ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに貸付を受けられる資金で、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としています。

南丹市における母子父子寡婦福祉資金貸付金の受給者数は、増減を繰り返しながら、2018年度（平成30年度）には12人となっています。



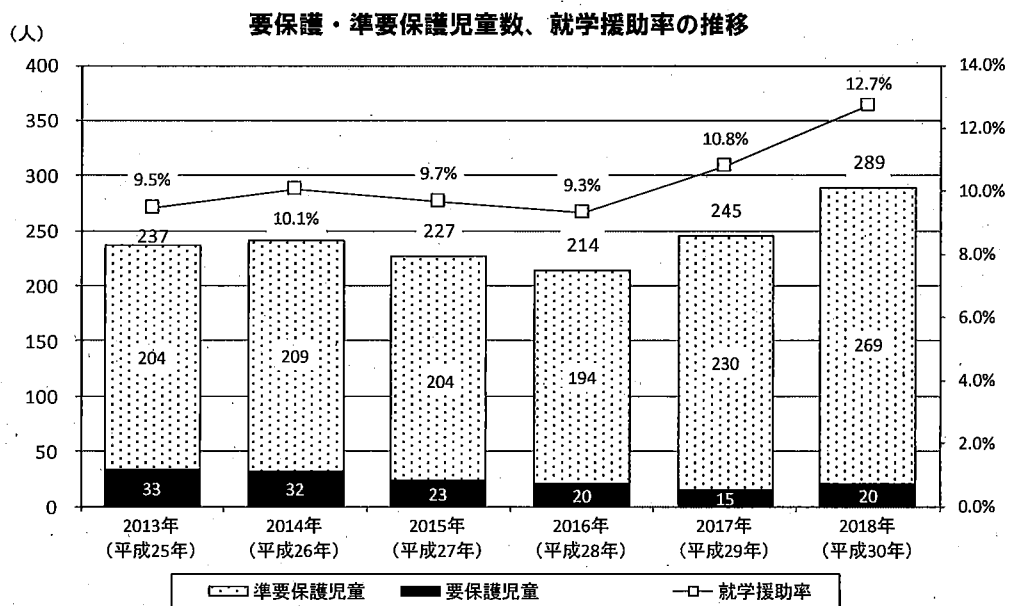
資料：京都府

(4) 就学援助認定者

就学援助とは、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校教育法第 19 条の規定に基づき、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助しています。就学援助の対象となる保護者は、生活保護を受給しているか、それに準ずる経済的困窮の状況にあると本市が認定した方です。

本市の就学援助の認定者数は、増加傾向にあり、2018 年度（平成 30 年度）で 289 人、就学援助率が 12.7%となっています。

その内、20 人は^{※1}要保護世帯、269 人は^{※2}準要保護世帯となっています。



資料：児童生徒数は、学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

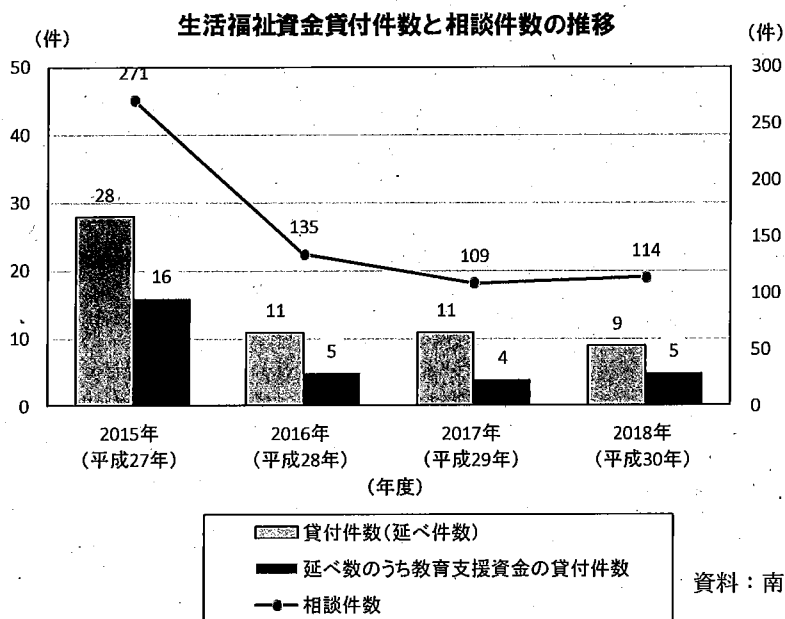
※ 1 要保護世帯：生活保護法に規定された生活保護世帯で学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費、日本スポーツ振興センター（旧日本体育・学校健康センター）共済掛金などが援助される

※ 2 準要保護世帯：市町村の教育委員会が要保護者に準ずると認めた世帯で要保護世帯と同様の援助がされる

(5) 生活福祉資金

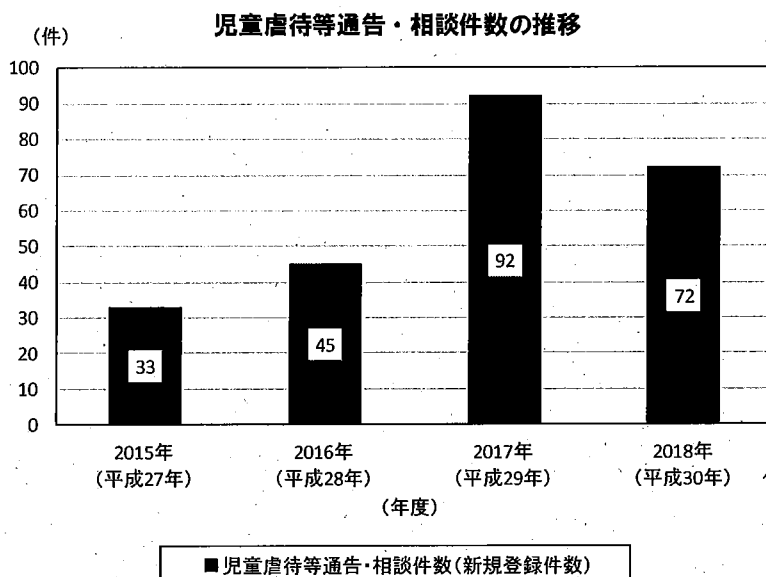
「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、無利子または低利子で資金の貸付を行うものです。

南丹市の生活福祉資金の貸付件数は、2015年度（平成27年度）には28人でしたが、その後減少し、2018年度（平成30年度）には9人、その内教育支援資金が5人となっています。また、相談件数は、2015年度（平成27年度）の271件に比べ、2016年度（平成28年度）以降は半減しています。



(6) 児童虐待等通告・相談件数

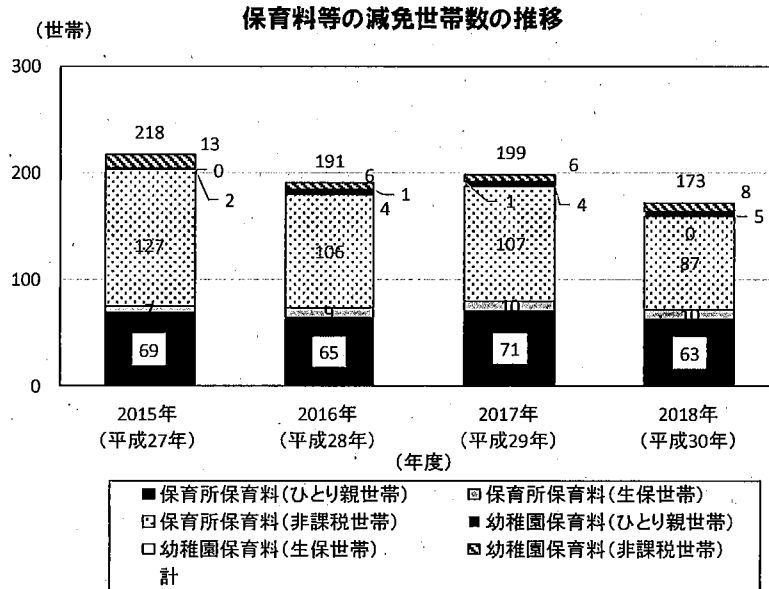
児童虐待等通告・相談件数（新規登録件数）は、増加傾向にあり、2017年度（平成29年度）には92件になっていましたが、2018年度（平成30年度）は72件と、減少に転じています。



(7) 保育料等の減免世帯数

保育料等の減免世帯数は、減少傾向にあり、2015年度（平成27年度）には218件になっていましたが、2018年度（平成30年度）は173件となっています。

減免世帯の内訳は、保育所保育料（非課税世帯）が最も多く、半数を占めています。

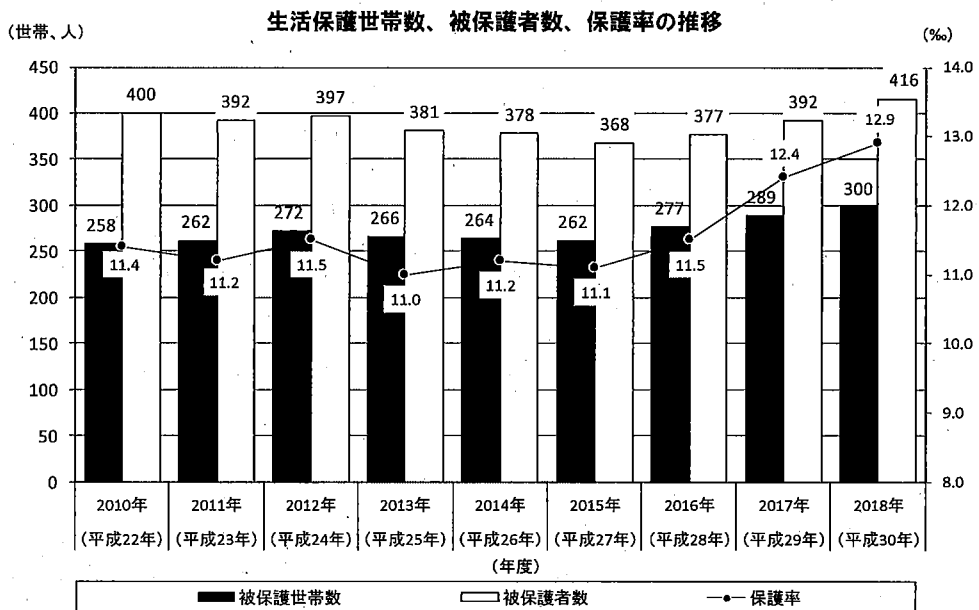


資料：南丹市

(8) 生活保護の状況

生活保護世帯数、被保護者数及び保護率は、2016年度（平成28年度）までは、増減を繰り返しばば横ばいで推移していましたが、2017年度（平成29年度）と2018年度（平成30年度）に急増し、保護率は12.9%となっています。

全国の保護率が2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度）で16.8～16.6%程度であることから、全国と比べ5%程度低い値となっています。



資料：社会福祉課(各年 月平均)

3. 「子どもの生活状況調査」からの本市における子どもの貧困に関する状況と課題

(1) 調査の目的

本調査は、2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度）を計画期間とする「南丹市子どもの未来応援プラン」策定の基礎資料とするため、ご家庭とお子さんの生活の状況や市の取組へのご意見をお聞かせいただくことを目的として実施したものです。

(2) 調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の3種類のアンケート調査を実施しました。

<div style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: black; margin-right: 5px;"></div> 保護者 ○ 子ども	就学前（歳）					小学生（歳）					中学生（歳）			高校生		
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14
①小学生調査 （5・6年生）																
②中学生調査 （1～3年生）																
③生活保護・ひとり親家庭調査																

※調査基準日：2018年（平成30年）12月31日

- ・南丹市子どもの暮らしの様子アンケート（子ども用アンケート）
学校でアンケートを配布・回答し、学校で回収する。
- ・南丹市子どもの生活状況アンケート（保護者用アンケート）
学校から子どもが自宅に持ち帰り、保護者は自宅でアンケートに回答し、郵送により提出。
調査期間：2019年（平成31年）1月28日～2月18日（一部の学校のみ3月1日まで実施）
- ・南丹市子どもの生活状況アンケート（生活保護受給世帯・ひとり親家庭保護者用アンケート）
郵送による配布・回収。
調査期間：2019年（平成31年）2月1日～2月18日

(3) 配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
①子ども調査	1,170 票	1,127（うち白票 19 票）	96.3%
②保護者調査	1,170 票	602（うち白票 0 票）	51.4%
③生活保護・ひとり親家庭調査	164 票	63 票	38.4%

(4)「子どもの生活状況調査」結果から見えてきた現状

① 生活困窮の状況

「子どもの生活状況調査」により得られたデータを用いて、子どもの“生活困難”という視点から世帯の判別・類型化を行いました。

その結果、本市において生活困難層は18.8%、その内、特に生活が困難な生活困窮世帯の割合は4.2%と推計されました。

なお、ひとり親家庭では、生活困難層は、55.1%、生活困窮世帯は18.4%と推計され、ひとり親家庭は2人に1人は、何らかの生活困難を抱える世帯にて暮らしている状況がみられるため、ひとり親家庭の支援策はより拡充する必要があります。

■生活状況からの類型化

“生活困難層”の指標	判別基準														
等価世帯年収指標	<p>◆等価世帯年収“140.6万円未満”の場合、“生活困難層”と判別する</p> <p>◇世帯年収について無記入の場合、等価世帯年収による判別は不能とする</p>														
剥奪指標4項目	<p>◆4項目のいずれかが“与えられていない”場合、“生活困難層”と判別する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>剥奪指標4項目 (子どもにとって必要な環境・モノ)</th> <th>“必要である”割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三度(朝・昼・夕)の食事</td> <td>97.3%</td> </tr> <tr> <td>必要なときに病院・診療所に行く</td> <td>94.4%</td> </tr> <tr> <td>季節にあった衣服</td> <td>86.9%</td> </tr> <tr> <td>子どもが希望すれば高校への進学</td> <td>92.9%</td> </tr> </tbody> </table>	剥奪指標4項目 (子どもにとって必要な環境・モノ)	“必要である”割合	三度(朝・昼・夕)の食事	97.3%	必要なときに病院・診療所に行く	94.4%	季節にあった衣服	86.9%	子どもが希望すれば高校への進学	92.9%				
剥奪指標4項目 (子どもにとって必要な環境・モノ)	“必要である”割合														
三度(朝・昼・夕)の食事	97.3%														
必要なときに病院・診療所に行く	94.4%														
季節にあった衣服	86.9%														
子どもが希望すれば高校への進学	92.9%														
困窮指標6項目	<p>◆6項目のいずれかが“頻繁にあった”場合、“生活困難層”と判別する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>困窮指標6項目</th> <th>“頻繁にあった”割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な食料が買えなかった</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>必要な衣料が買えなかった</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・水道料金の滞納</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>電話料金の滞納</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>家賃・住宅ローンの滞納</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>給食費・学校諸費の滞納</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table>	困窮指標6項目	“頻繁にあった”割合	必要な食料が買えなかった	0.3%	必要な衣料が買えなかった	1.2%	電気・ガス・水道料金の滞納	1.5%	電話料金の滞納	1.0%	家賃・住宅ローンの滞納	1.0%	給食費・学校諸費の滞納	1.3%
困窮指標6項目	“頻繁にあった”割合														
必要な食料が買えなかった	0.3%														
必要な衣料が買えなかった	1.2%														
電気・ガス・水道料金の滞納	1.5%														
電話料金の滞納	1.0%														
家賃・住宅ローンの滞納	1.0%														
給食費・学校諸費の滞納	1.3%														



類型化	<p>◆“生活困難層”指標のいずれかで“生活困難層”と判別された場合、“生活困難層”として扱う</p> <p>◇“生活困難”指標の全てにおいて判別不能と判断された場合、“生活困難層”の判別が不能であり、集計上は“不明”として扱う</p> <p>◇上記の“生活困難世帯”“不明”のいずれでもない場合は、“非生活困難層”として扱う</p>
-----	---

◆生活困難層（生活困窮層・周辺層）、非生活困難層

生活困難層	困窮層＋周辺層
生活困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない

※本調査の生活困難層の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点など、厚生労働省が「国民生活基礎調査」にて公表する「子供の貧困率」（平成28年調査の13.9%）と算出方法が異なることに留意。

◆生活困難層（生活困窮層・周辺層）、非生活困難層

生活困難層の分布		件数	構成比	
			全データ対象	判別可能データ
生活困難層	生活困難層	94世帯	15.6%	18.8%
	生活困窮層	21世帯	3.5%	4.2%
	周辺層	73世帯	12.1%	14.6%
	非生活困難層	406世帯	67.4%	81.2%
	不明	102世帯	16.9%	
	計	602世帯	100.0%	100.0%

※参考：ひとり親家庭等の生活困難層の類型化

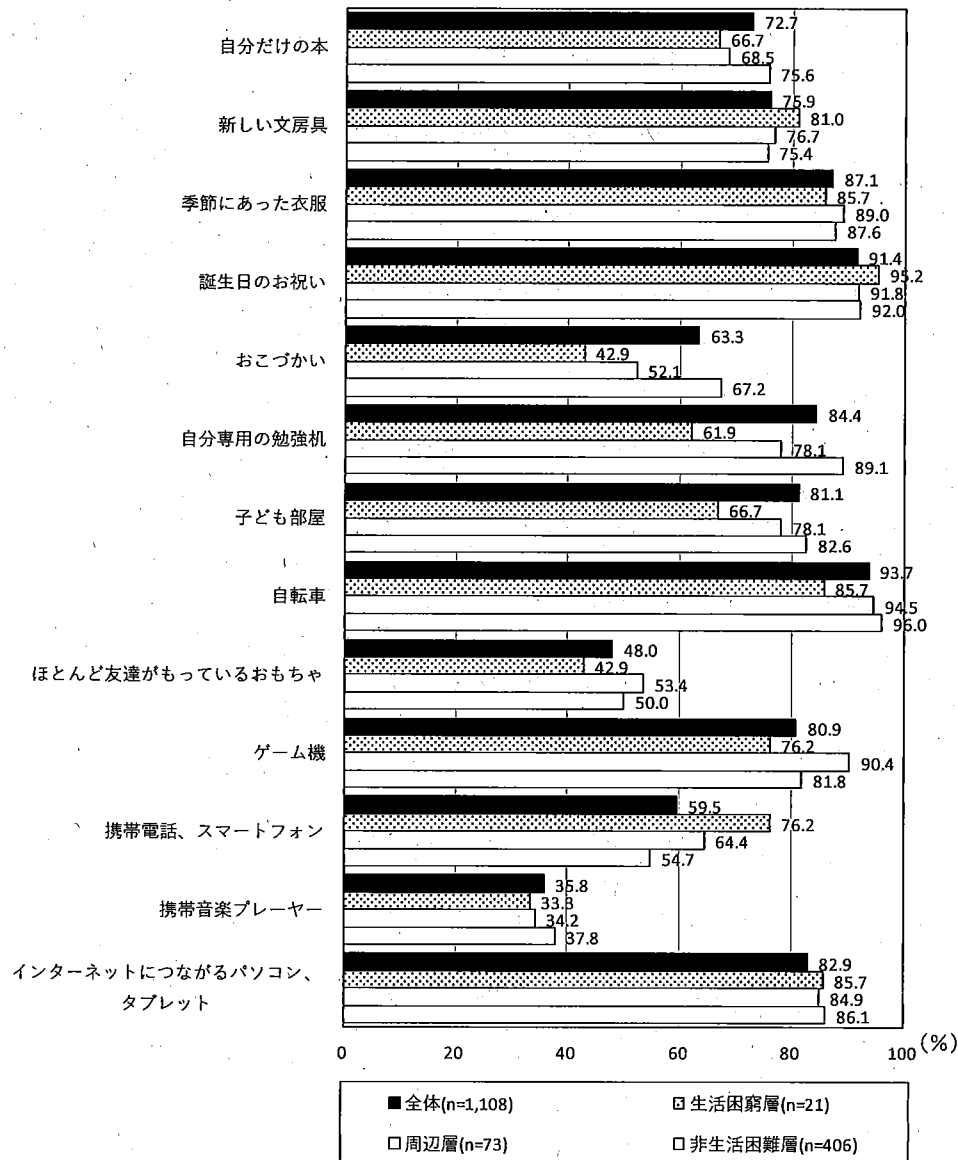
保護者向け調査と同じ手法にて、生活困難層の類型化を図った結果は、以下のとおりです。

生活困難層の分布		件数	構成比	
			全データ対象	判別可能データ
生活困難層	生活困難層	27世帯	42.9%	55.1%
	生活困窮層	9世帯	14.3%	18.4%
	周辺層	18世帯	28.6%	36.9%
	非生活困難層	22世帯	34.9%	44.9%
	不明	14世帯	22.2%	
	計	63世帯	100.0%	100.0%

②子どもの持っているもの

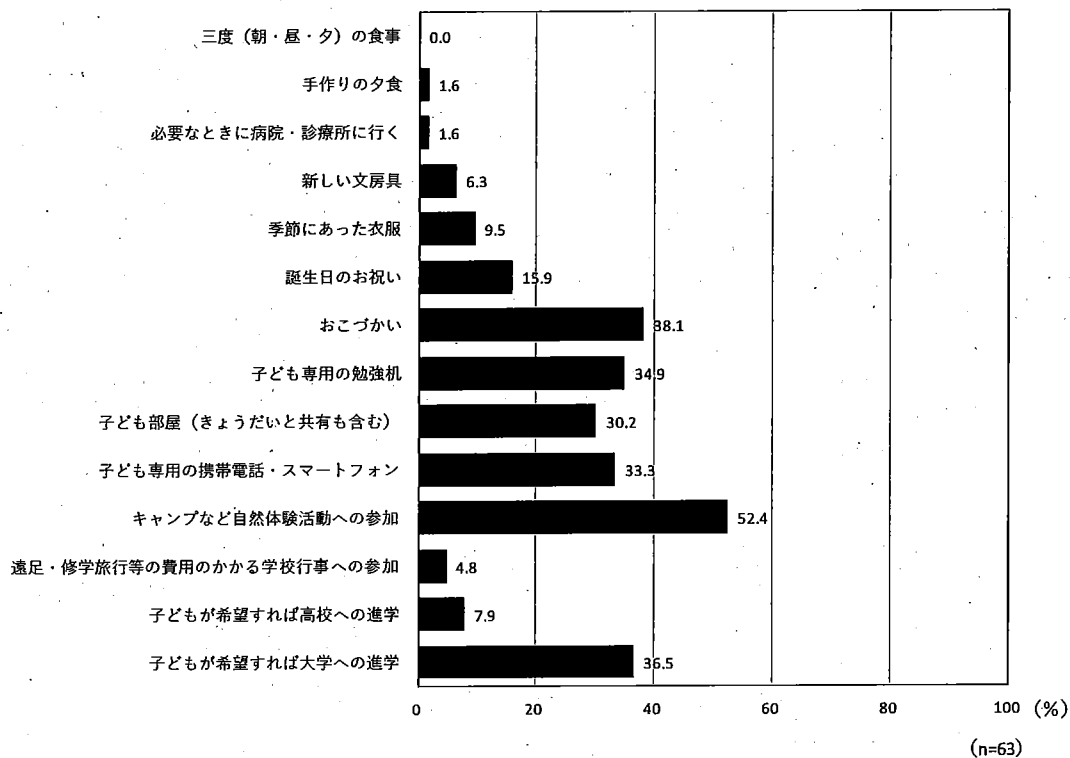
【子ども調査】

- ・子どもの持っている物について「ある」の割合をみると、「非生活困難層」に比べ「生活困窮層」が高いものは、「新しい文房具」、「誕生日のお祝い」、「携帯電話、スマートフォン」の13項目中3項目となっています。
- ・その他の項目は、「非生活困難層」に比べて「周辺層」「生活困窮層」の順で全体的に低くなっています。



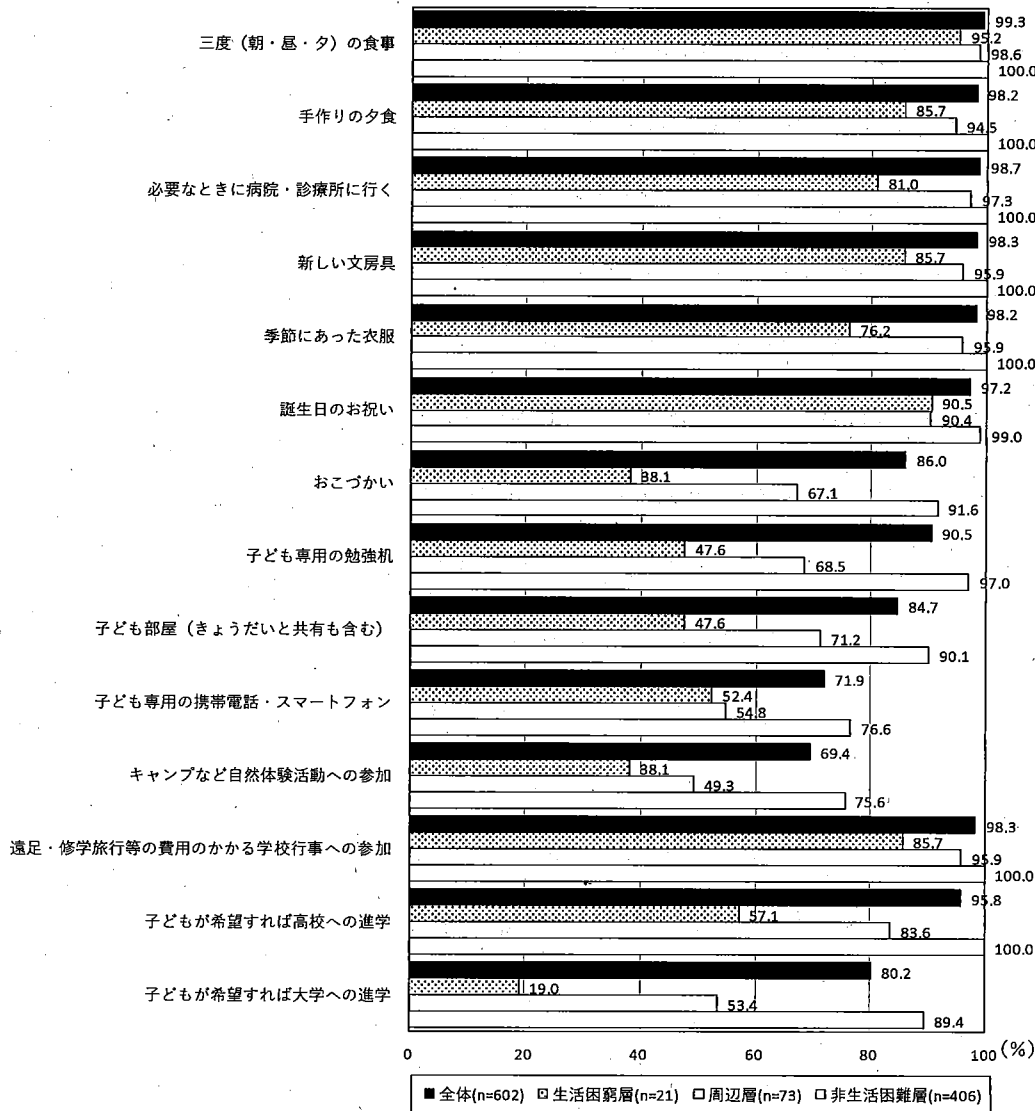
【ひとり親家庭等調査】

・子どもにとって必要な環境・モノについて、「与えられていない・与えられそうにない」と考える割合をみると、「キャンプなど自然体験活動への参加」が52.4%で最も高く、次いで「おこづかい」が38.1%、「子どもが希望すれば大学への進学」が36.5%の順となっています。



【保護者調査】

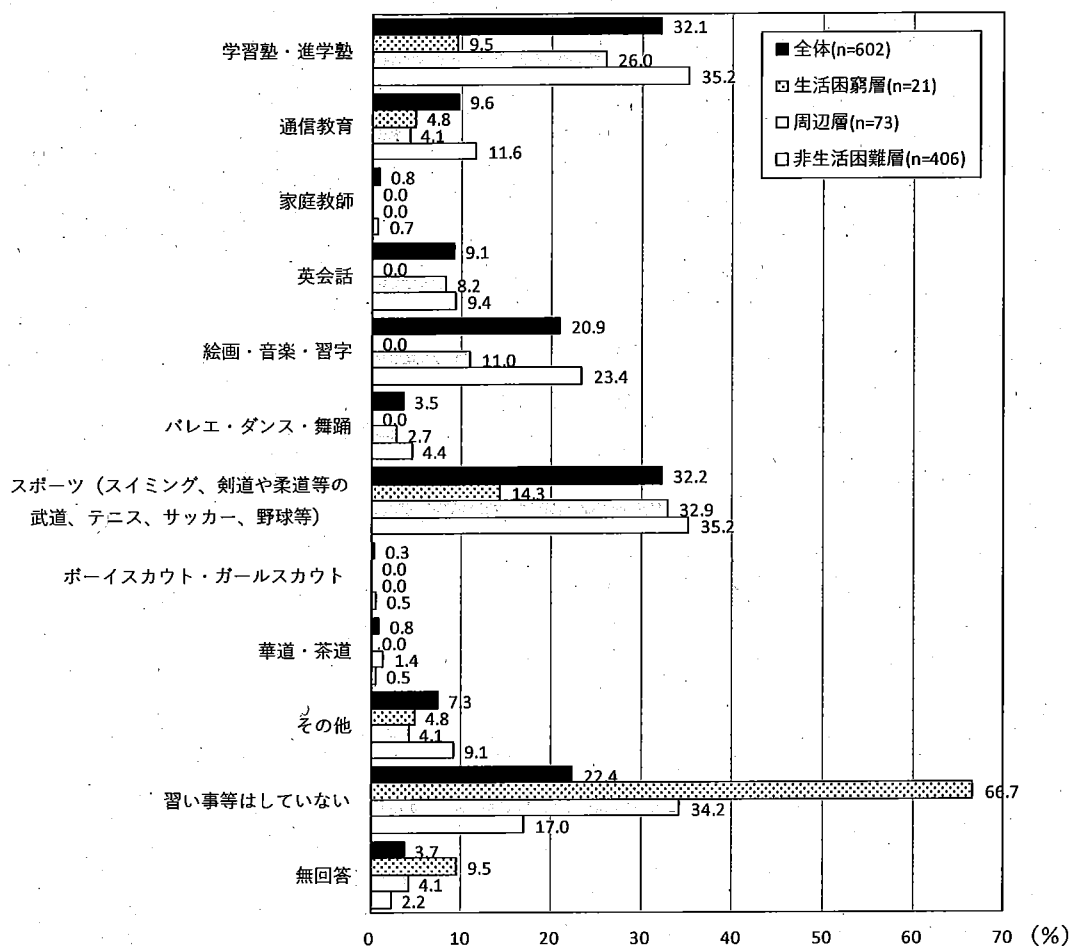
- ・子どもに与えられている環境・モノについて、「与えられている・与えられる」割合をみると、“生活困窮層”に比べて“非生活困難層”の方が総じて高いことがわかります。
- ・“生活困窮層”における「大学等への進学」の19.0%、「キャンプなど自然体験活動への参加」と「おこづかい」がそれぞれ38.1%等、低いことが目を引きます。



③ 習い事等の状況

【保護者調査】

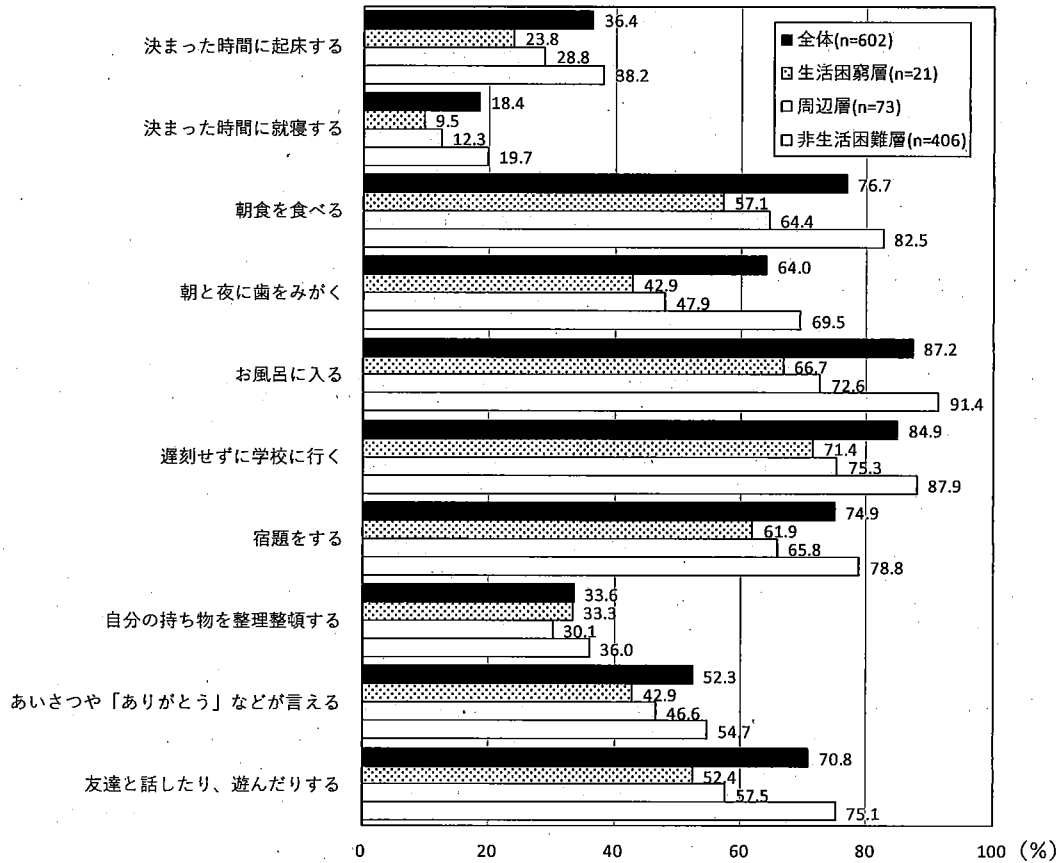
・習い事等の状況についてみると、「習い事等はない」は、「非生活困難層」では17.0%であるのに対し、「生活困難層」では66.7%、「周辺層」では34.2%と高くなっています。



④子どもの基本的な生活・学習習慣

【保護者調査】

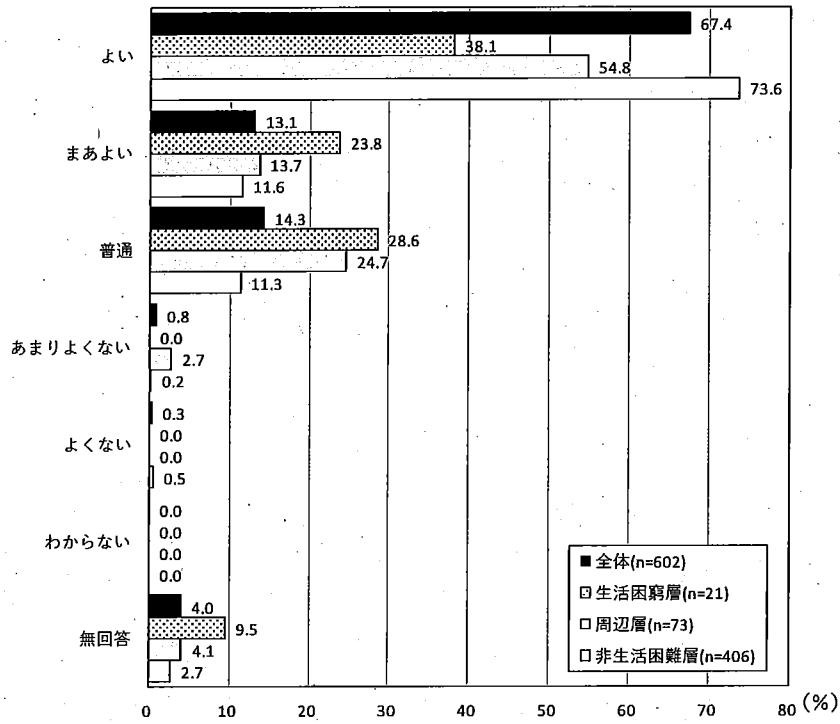
- ・子どもの基本的な生活・学習習慣について「できている」割合を世帯状況別にみると、ほとんどの項目で“非生活困難層”“周辺層”“生活困難層”の順となっています。
- ・特に「朝食を食べる」「朝と夜に歯をみがく」「お風呂に入る」「遅刻せず学校に行く」「宿題をする」「友達と話したり、遊んだりする」は、“非生活困難層”に比べ、“生活困難層”や“周辺層”では10ポイント以上低くなっています。



⑤子どもの健康状態

【保護者調査】

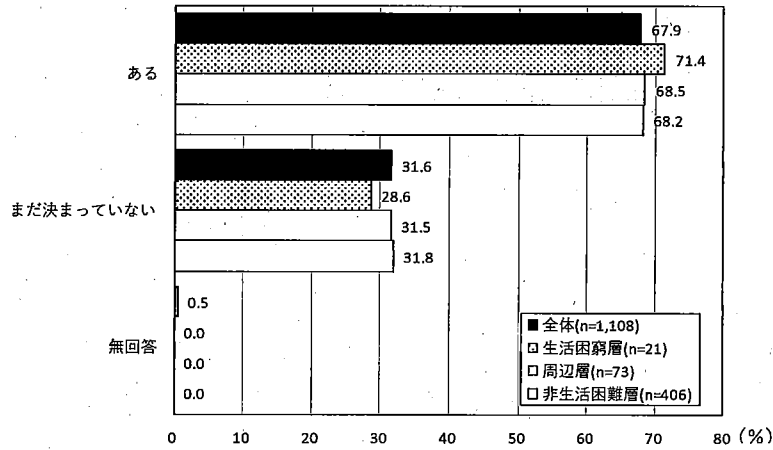
・子どもの健康状態については、全ての世帯で「よい」が最も高くなっていますが、“非生活困難層”では73.6%を占めるのに対し、“生活困難層”では38.1%、“周辺層”では54.8%と低い状況です。



⑥将来の夢

【子ども調査】

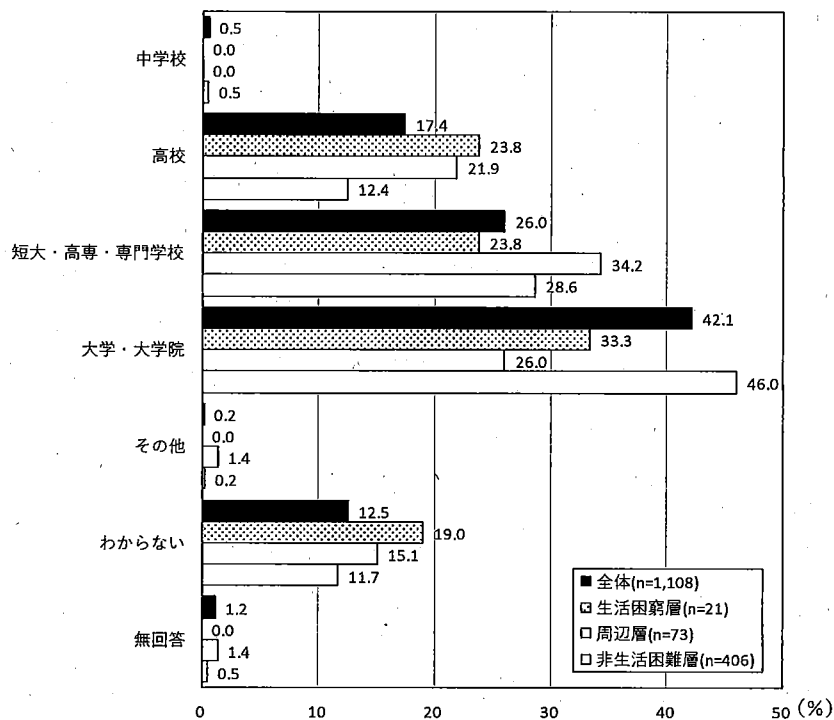
- ・将来の夢については、「ある」が67.9%、「まだ決まっていない」が31.6%となっています。
- ・“生活困窮層”の「ある」が71.4%で最も高くなっています。



⑦将来の進学希望

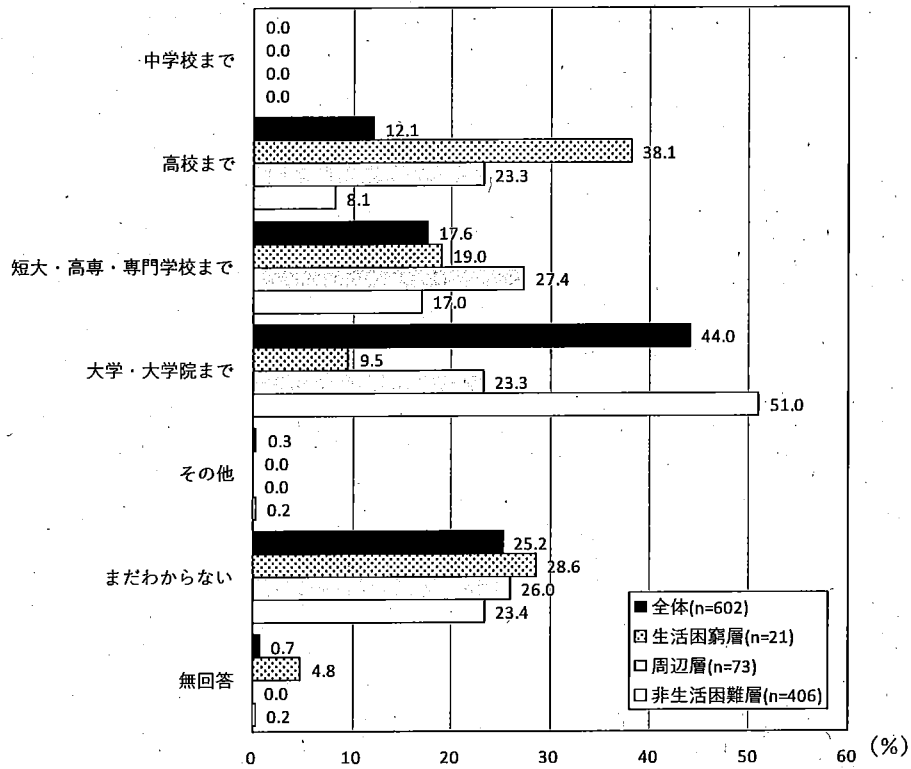
【子ども調査】

- ・子どもの将来の進学希望について、“非生活困窮層”では「大学・大学院」が46.0%で最も高く、次いで「短大・高専・専門学校」が28.6%となっているのに対し、“周辺層”では「短大・高専・専門学校」が34.2%で最も多く、次いで「大学・大学院」が26.0%となっています。
- ・“生活困窮層”では「大学・大学院」が33.3%で最も高く、次いで「高校」と「短大・高専・専門学校」が同率の23.8%となっています。



【保護者調査】

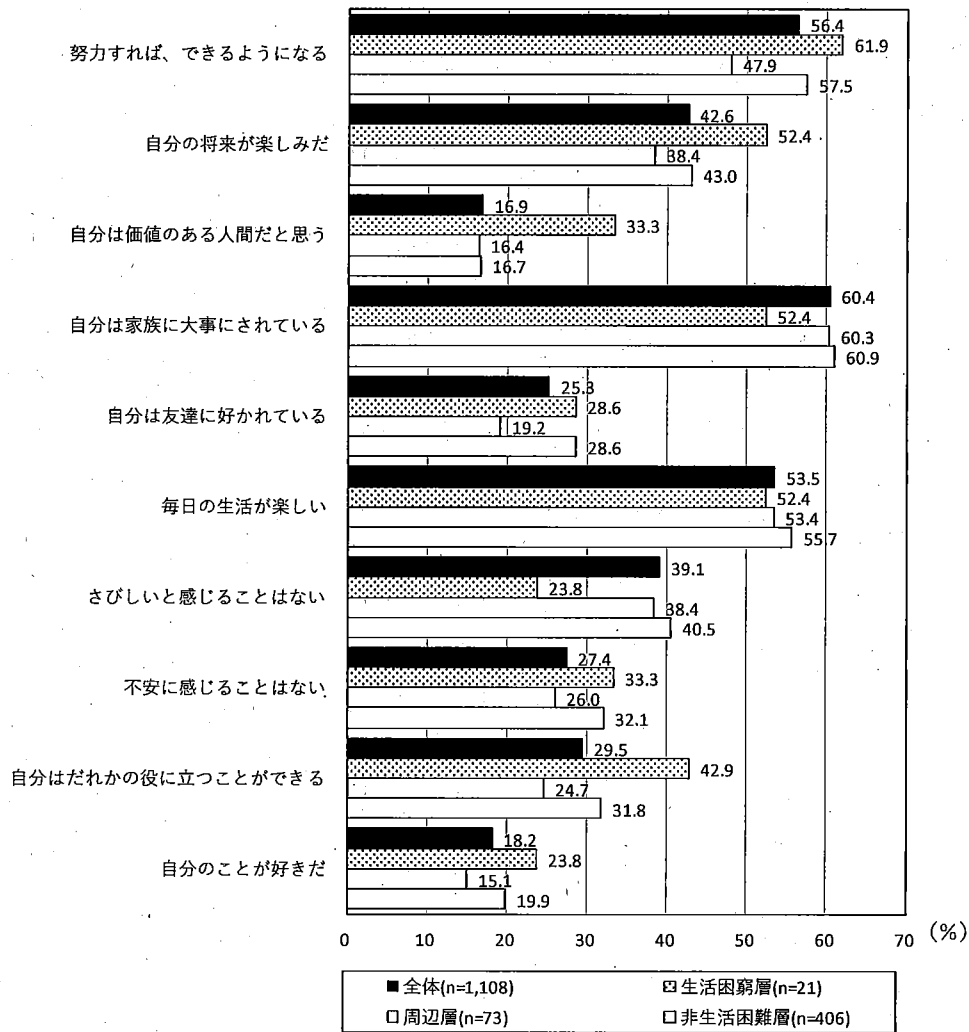
・子どもの将来の進学見通しについては、“非生活困難層”では「大学・大学院まで」が51.0%と最も高いのに対し、“生活困難層”では「高校まで」が38.1%、“周辺層”では「短大・高専・専門学校まで」が27.4%で最も高くなっています。



⑧自己肯定感について

【子ども調査】

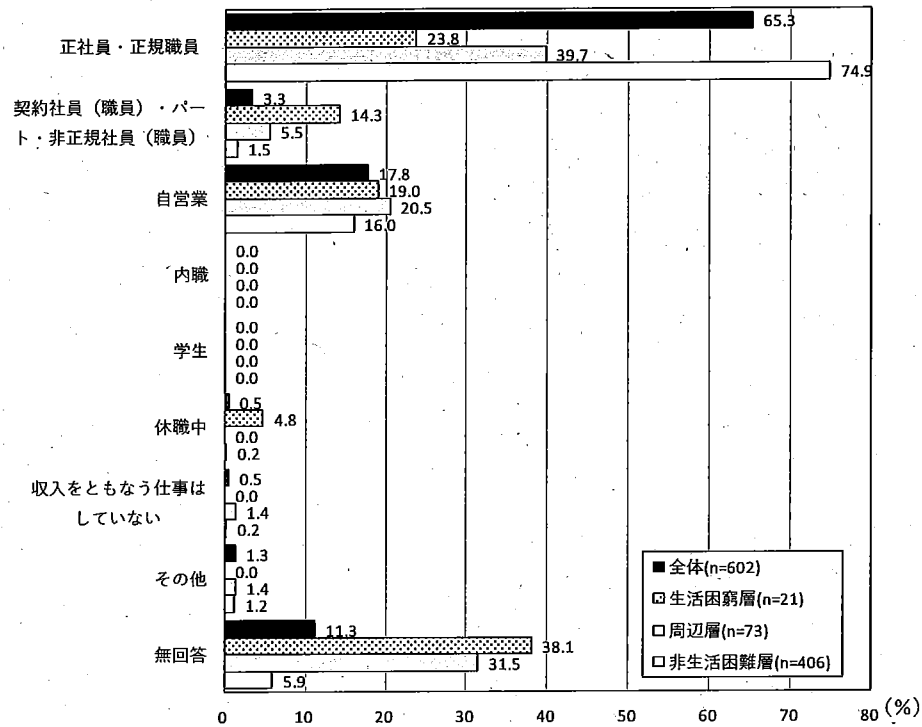
- ・子どもの「そう思う」の割合について、“生活困窮層”は、「自分は家族に大切にされている」と「毎日の生活が楽しい」、「寂しいと感じることはない」の3項目は、“非生活困難層”や“周辺層”に比べ低くなっています。
- ・“生活困窮層”が“非生活困難層”や“周辺層”に比べ高い項目は、「努力すれば、できるようになる」と「自分の将来が楽しみだ」、「自分は価値のある人間だと思う」、「自分はだれかの役に立つことができる」、「不安を感じることはない」、「自分のことが好きだ」の6項目となっています。



⑨保護者の就労状況

- ・父親の就業状況について、「正社員・正規職員」について、“非生活困難層”の 74.9%に対し、“生活困難層”では 23.8%、“周辺層”では 39.7%とかなりの差異がみられます。
- ・“生活困難層”では「無回答」が最も多くなっています。これは母親・父親それぞれの有無に関わらずわかる範囲でその就業状況を回答いただくこととしていたため、父親のいない世帯でその就業状況がわからない場合等、「無回答」となっています。

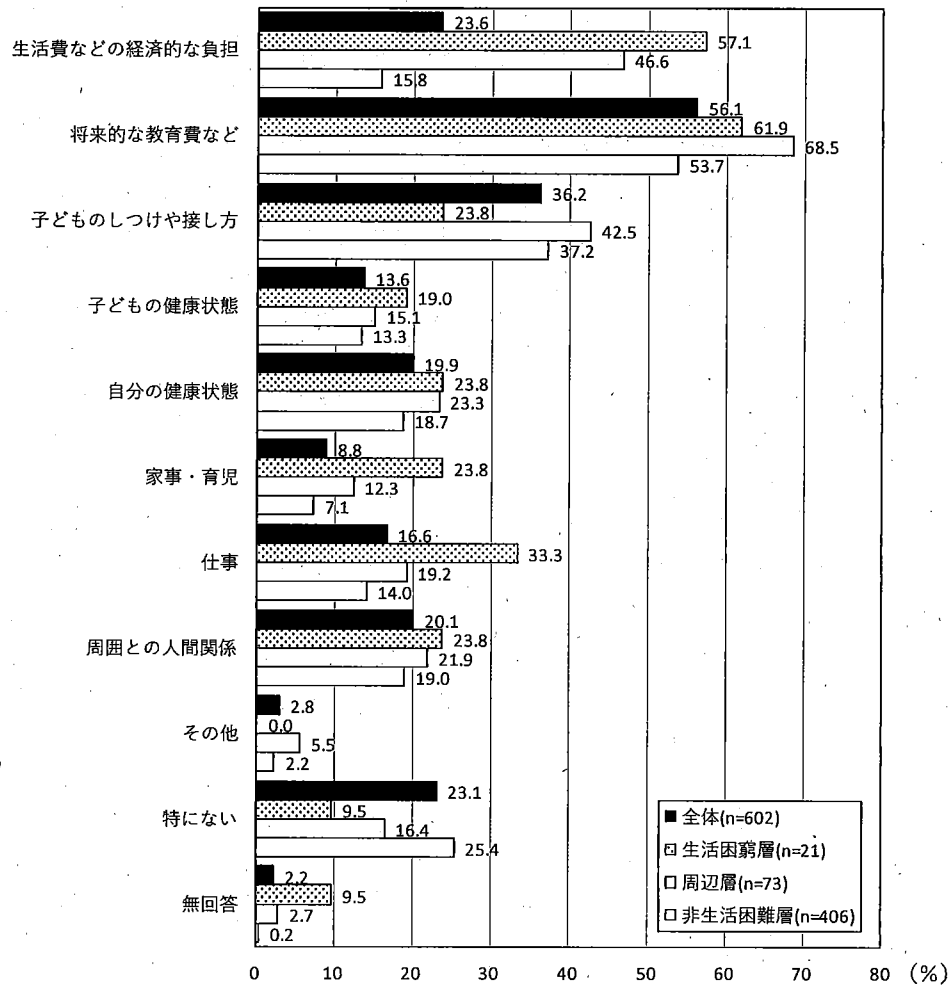
(父親)



⑩子育てについての心配や悩み事

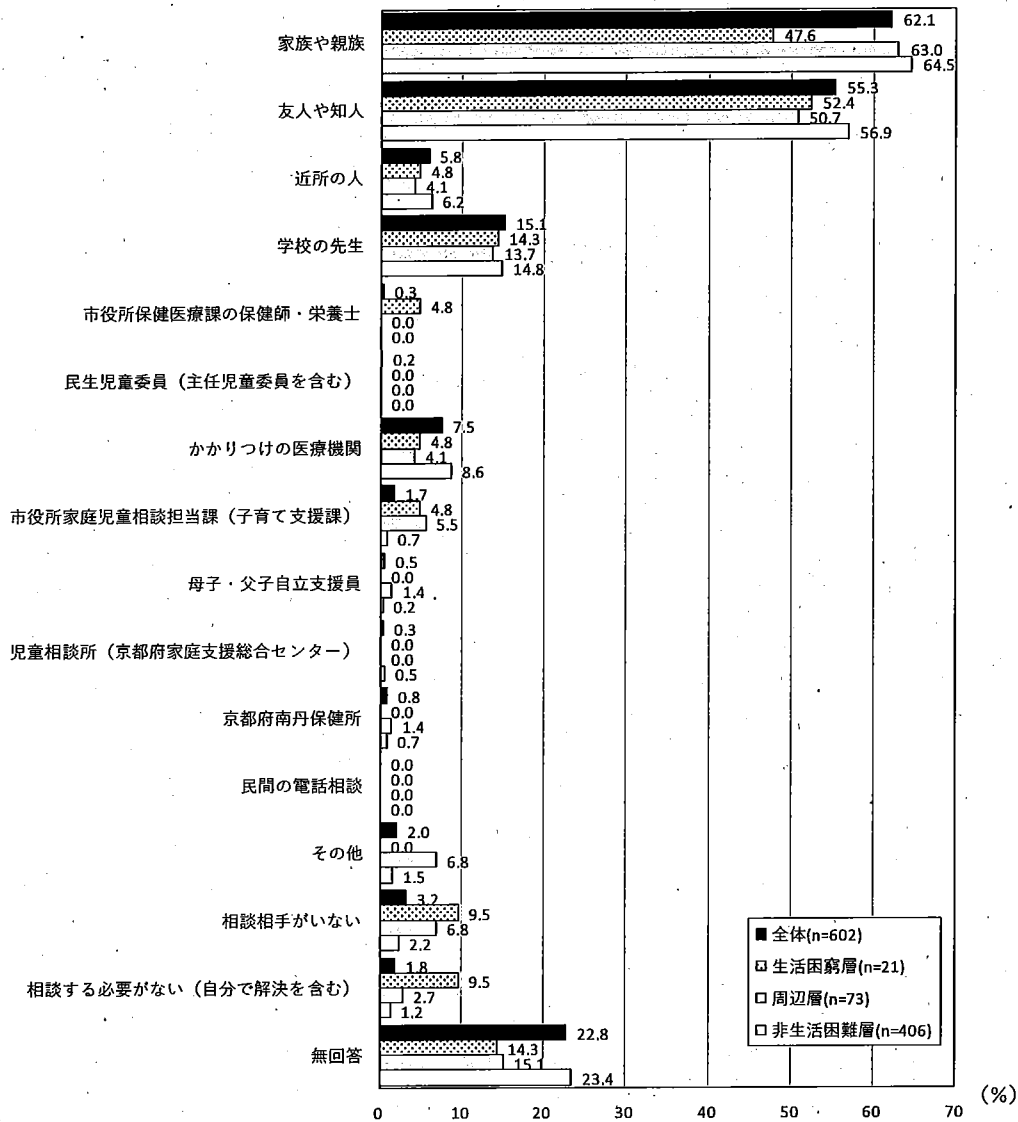
【保護者調査】

- ・子育てについての心配や悩み事について、全ての世帯において「将来的な教育費など」が最も高くなっています。
- ・“生活困窮層”と“周辺層”では「生活費など経済的な負担」がそれぞれ 57.1%、46.6%と2番目に多い心配や悩み事として挙げられています。



①心配や悩み事の相談相手

- ・心配や悩み事の相談相手としては、“非生活困難層”と“周辺層”では「家族や親族」がそれぞれ 64.5%、63.0%で最も高く、次いで「友人・知人」の順となっていますが、“生活困窮層”では「友人・知人」が最も多く 52.4%、次いで「家族や親族」が 47.6%の順となっています。
- ・「相談相手がない」割合をみると、“非生活困難層”の 2.2%に対して“生活困窮層”では 9.5%、“周辺層”では 6.8%と高くなっています。



(5) 「子どもの生活状況調査」からの課題のまとめ

①子どもの育ちに関する課題

- ・子ども達が、心身を健やかに成長するためには、安心して過ごせる環境が不可欠です。
- ・しかし、基本的な生活習慣である「朝食を食べる」「朝と夜に歯をみがく」「お風呂に入る」などが何らかの生活困難を抱える世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べ、できていない状況がみられます。
- ・何らかの生活困難を抱える世帯の子どもは、健康状態が悪く、病気の際に受診が必要なのに受診できていなかったり、虫歯の治療ができていない状況がみられます。

②子どもの教育に関する課題

- ・何らかの生活困難を抱える世帯では、子どもが置かれている環境によって、登園・登校ができない場合があります。基礎的な学力が不足する可能性があります。
- ・学力と関係があると考えられる学習資源である自分だけの本や自分専用の勉強机、子ども部屋については、何らかの生活困難を抱える世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べて持っている割合が低い状況がみられます。
- ・何らかの生活困難を抱える世帯の子どもは、習い事など学校以外の学びの機会についてもそれ以外の世帯の子どもと比較して少ない結果が出ています。
- ・何らかの生活困難を抱える世帯では、家庭の経済的事情によって、子ども本人は大学等の進学先を希望していても、保護者は難しいと考えている状況がみられます。

③世帯の経済状況や保護者の就労に関する課題

- ・保護者の就業状況について、何らかの生活困難を抱える世帯では、常時雇用がそれ以外の世帯と比較して少なく、就業していても低収入になりやすい状況があります。特にひとり親家庭では、その傾向が顕著です。そのため、家計管理が難しく、子どもの生活費や就学資金が確保できない状況があると考えられます。

④相談体制に関する課題

- ・何らかの生活困難を抱える世帯では、それ以外の世帯と比較して相談相手が少ないという結果がみられます。しかし、様々な心配や悩みは多く、どこに相談したらよいか分からず、孤立してしまい、地域の身近な支援にもつながりにくい状況があります。

4. 子どもの支援に関わる関係機関・団体ヒアリングからの課題

(1) 調査の概要

南丹市における、子ども・子育て支援や経済的困難を抱える子どもの支援に資する取組・事業を把握し、今後必要となる市の施策等について検討するため、関係団体・機関に向けて実施したものです。

また、広く意見を聴取する観点から、ヒアリング対象となる機関・団体に対し、事前にアンケート形式の「プレヒアリングシート調査」を行い、その回答内容を踏まえ、「ヒアリング調査」を実施しました。

■プレヒアリングシート調査対象■

分類	機関・団体名	
スクールカウンセラー	園部小学校	園部中学校
	八木中学校	殿田中学校
	美山中学校	
スクールソーシャルワーカー	園部中学校	
小学校	園部小学校	
中学校	園部中学校	
母子寡婦福祉会	園部支部	日吉支部
民生児童委員協議会	主任児童委員（4名）	
社会福祉協議会	南丹市社会福祉協議会 生活相談センター	
生活保護ケースワーカー	南丹市役所社会福祉課生活福祉係（3名）	

※回答のあった団体のみ掲載

■ヒアリング調査概要■

ヒアリング対象	実施場所
◇南丹市社会福祉協議会 生活相談センター	南丹市社会福祉協議会
◇南丹市母子寡婦福祉会 ◇主任児童委員（園部地区） ◇主任児童委員（美山地区）	南丹市役所本庁

(2)ヒアリング調査結果からみる課題

経済的困難な世帯を支援する関係機関・団体から出された、南丹市における経済的困難を抱える子どもの課題は以下のとおりです。

<p>経済的困難支援全般について</p>	<p>■経済的困難な世帯への支援については、経済的支援に限らず、生活状況の把握や就学前からの学習支援など、多様な支援が求められています</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給付型の奨学金制度 ○給食の無償化、教材費等の経済的支援 ○子どもの見守り（特に金欠状態の子ども） ○経済的困難世帯（特にひとり親家庭）に対する実態把握と支援 ○生活困窮家庭の子ども等への学習支援（就学前から） ○貧困層への心理支援 ○経済的困窮が要因となる生活の乱れ、病気等に対する指導とケア ○朝食がとれているか、夜間の過ごし方の把握 ○働けば、生活も文化もよくなることを、子どもが体験できる機会
<p>子どもの居場所について</p>	<p>■ひとり親家庭をはじめ、放課後や休日、とりわけ長期休業中の居場所が求められています</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども達が学校以外で過ごせる居場所 ○親（ひとり親家庭）が日曜日も働いている時の居場所 ○放課後の学習の場 ○放課後の児童の居場所づくり ○多様な子どものニーズに対応できる居場所支援 ○長期休業中等の居場所づくり、訪問
<p>保護者への支援について</p>	<p>■保護者の就労支援や交流機会づくり、就労している保護者が時間的な余裕がない状況を踏まえた行政の窓口の対応が求められています</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者同士がつながれる場、機会 ○保護者同士の交流機会が必要 ○保護者の支援（就労、福祉へのつながり方など） ○時間的にもフレキシブルな対応をしてくれる行政の窓口 ○就労と子育ての両立支援
<p>関係機関の連携について</p>	<p>■経済的困難の状況は表面化しづらい実態を踏まえ、支援会議の開催をはじめとした、多様な機関・団体の連携が求められています</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携、当事者グループとの生活支援ネットワーク ○子育て支援課や学校、教育委員会との調整 ○連携が必要な機関が増えている ○民生委員・児童委員等、一番近いところからつながっていくようなネットワークが必要

<p>関係機関の連携 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援法で奨励されている支援会議⇒本人の同意を得て、要支援者（課題を抱えている方）を取り巻く関係者（福祉に限らず、教育や近所の方まで含める）が包括的な対応を検討する場 ○生活困難の把握につながる個人情報（公共料金等関連）を扱う守秘義務のある組織との情報共有に向けて、支援会議が重要になる
<p>特別な支援について</p>	<p>■経済的困難は、子どもの不登校等につながりやすい実態を踏まえ、多様な支援が求められています</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達のグレーゾーンの子ども達に対する支援 ○不登校、引きこもりの子ども達の居場所づくり、保護者への支援 ○不登校の子を持つ保護者同士の交流における専門家等の第三者の参加 ○メンタルヘルスの課題を持つ保護者への精神保健の資源開発、システムの構築
<p>支援団体の活動について</p>	<p>■支援団体からは、必要な支援を実施できるように、個人情報の扱いについて整理していただきたいのご意見とともに、人材確保、情報発信といった支援が求められています</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地域の支援」といっても、“知られたくない”という気持ちもある ○地域に支援団体や専門機関（病院等）が少ない ○人員、人材の確保 ○他の機関との連携、情報共有 ○各種手続きで窓口に来られた際などに、行政から母子寡婦福祉会への入会促進 ○「子育ておせっかいおばさん」的なボランティアの創生、育成 ○こども食堂への支援
<p>子育てに関する相談・情報発信について</p>	<p>■経済的困難に関する相談はしづらい実態がある中で、相談先を明確にするとともに、世代に応じた相談手法等の設定が求められています。また、そうした相談窓口をはじめ、生活に追われ広報等に目を通す時間を確保しづらい経済的困難な状況にある世帯に向けた、情報発信の手法の検討が求められます</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○親向けや中学校卒業後も含めた多様な相談機関の充実 ○地域でカウンセリングを受けられる場所 ○困ったらここ、この人に相談、といった情報が必要 ○若い世代に合わせた、相談しやすいツール ○子ども自身の悩み等を聞いてもらえる環境（人・場）づくり ○子育てのアドバイス・相談ができる経験者、専門家等の育成、配置 ○相談機関・窓口の強化、周知と利用促進 ○子育て支援に関する情報提供 ○高校、大学等の進学に関する情報提供 ○南丹市の資源やサービス等をまとめて視覚化したミニパンフレット

南丹市の取組について	<p>■取組が見えづらいという指摘がある中で、計画策定等を通して、市の取組やその方針を、市民や関係機関・団体に伝えることが必要です</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉行政のマンパワー不足 ○精神保健福祉の社会資源不足の解消の政策がない ○子どもの貧困に対しての取組があまり見えない ○市民や子どもを中心に他部署が輪になって協働できる体制づくり
------------	--

5. 「子どもと貧困を考える」ワークショップからの課題

(1) 調査の概要

子どもの支援活動をされているNPOや、スクールソーシャルワーカー、関係団体や市の職員による南丹市子どもの貧困対策推進プロジェクトチームによって、3回のワークショップを行い、それぞれの仕事や活動の中で感じる課題出しから、支援に求められる視点や具体的な取組について検討を重ねました。

■ワークショップ開催日程

実施日時	テーマ
令和元年8月8日(木) 18:00~20:00	①それぞれの仕事や活動の中で感じる課題・抱える課題を出し合ひましょう。 ②課題を共有しましょう。
令和元年9月27日(金) 18:00~20:00	①第1回目で出し合った課題が、だれによって担われるとよいか役割を考えましょう。 ②解決できることを考えましょう。
令和元年10月28日(月) 18:00~20:00	2回のワークショップのまとめから、今後、地域等(住民、NPO団体、学校、企業など)と行政の協働により取り組んでいく具体的な取組を考えましょう。

■ワークショップ参加団体等

所 属	(活動内容)
民生児童委員協議会	主任児童委員
社会福祉協議会	地域福祉部 生活相談課
母子寡婦福祉会	支部長
園部中学校	スクールソーシャルワーカー
NPO法人グローアップ	(こども食堂・居場所づくり)
Cococan	(こども食堂)
NPO法人そのべる	(子どもの居場所づくり・不登校引きこもり支援)
ドリームえんじんネットワーク	(子どもの体験活動)
南丹市子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム	

(2) ワークショップからの課題や具体的取組に関する提案

ワークショップで出された課題や必要とされる具体的な取組に関する提案は以下のとおりです。

困難を抱える家庭の子どもを取り巻く課題と必要な支援の視点

【課題と必要な支援の視点】

- ・ほめられない。
- ・意欲の低下により、本来の力が発揮できない。

- ①子どもの自己肯定感を高め、健やかに成長していくための支援
- ②子ども自身の生きる力を培う。(お金の授業、考える力、手伝いの経験を通して)

- ・家に勉強するスペースがない。
- ・学校の勉強についていけない。
- ・身につけておくべき生活習慣を親に教えてもらえない。
- ・親の姿しか知らないで大きくなる。
- ・スポーツ、習い事、塾、体験活動などの経験が乏しい。
- ・三度の食事が準備されない。(長期休暇中の食事)
- ・親が家にいない。夜や休日に長時間、子どもだけで家にいる。
- ・進路、進学などについて、親に相談できない。

- ③子どもが安心して過ごせる居場所が必要(生活習慣・学習・体験・相談・食事)
- ④健全な大人との関わり
- ⑤SNS、動画での情報発信(子ども向け)

- ・サイズの合った制服、修学旅行の持ち物が準備してもらえない。

- ⑥生活のための物質的な支援(必要な衣服・学用品)

【具体的な取組・事業の提案】

視点	取組	内容	担当（役割）
① ④	多様な交流機会や体験活動の創出	地域資源を活用した社会経験や、体験活動ができる機会が必要です。	行政 地域
① ② ③ ④	子どもが安心して過ごせる居場所の創出	保護者の帰りが遅い小学生が、まずは安心して過ごすことができる地域の実情にあった居場所の開設が必要です。 居場所では、そこに訪れる子どもの課題に応じたプラスα（生活習慣や学習を身につける、体験活動などを通じて、前に進んでいく意欲と自身の生きる力を身につける）の展開も可能です。	行政 地域
③ ④	若者の居場所の創出	中高生、若年労働者、引きこもりなどの若者の居場所として、相談、交流を行う居場所の開設が必要です。	行政 地域
③ ④	こども食堂の開設	身近な地域でのこども食堂の開設が必要です。	行政 地域
③ ④	学習支援員・スクールソーシャルワーカー（SSW）配置の充実	生活困窮世帯への訪問型学習支援や子ども達の悩みについて福祉的なアプローチにより解決支援を行うSSWの増員が望まれます。	行政 （*地域学習ボランティアなど）
②	命に関する教育の充実	将来親になる子ども達（主に中学生）が、大人になる前に、乳幼児や子育て中の親に出会い（ふれあい）、命の尊さや、子育てについてイメージを持つ機会が必要です。	行政 地域
⑤	子ども達へ向けた情報発信	居場所、進学・就職に関する情報などを、子ども達自身が受け取れるように、SNSなどを活用した情報発信が必要です。	行政 地域
⑥	モノ支援	制服や衣服、学用品などの提供を企業や団体、市民等に依頼し収集し、必要な子ども達へ届ける仕組みが必要です。	行政 地域

困難を抱える家庭の保護者を取り巻く課題と必要な支援の視点

【課題と必要な支援の視点】

・ お金がない。お金の管理ができない。滞納がある。低所得によるダブルワーク。

- ①保護者への就労支援が必要
- ②自立相談、家計改善相談等の支援が必要
- ③安定した生活基盤とするための住居確保の支援が必要
- ④子どもに係る費用の経済的支援（給付型）

・ 家の中に物があふれている。片づけられない。

- ⑤生活環境を整える支援

・ 親自身ほめられた経験が乏しく、子どもをほめられない。
・ 子どもの養育に係る知識や経験が不足している。
・ 人と関わらずに孤独になることで、子育てに課題を抱えている。

- ⑥保護者への養育支援

・ 子育てに自信がなく不安。
・ 頼れる人がいない。（祖父母世帯の協力が得られない）

- ⑦育児に関する不安や負担の軽減が必要
- ⑧孤立防止に向けた支援が必要

・ 市の取組やサービスの内容を知らない。
・ 必要な申請ができない。

- ⑨伴走型の支援が必要

ひとり親家庭の課題

・ 低賃金による長時間労働（ダブルワーク）→家のことをする余裕がない。
・ ひとり親の制度内容を知らない。

- ⑩ひとり親家庭に対する支援・就労支援が必要

【具体的な取組・事業の提案】

視点	取組	内容	担当(役割)
①	▶既存事業 生活困窮者自立相談支援事業 就労準備支援事業 保育所等の開設	保護者の安定した就労に向けた寄り添い支援や、保育等の子育て支援が必要です。	行政
②	▶既存事業 生活困窮者家計改善支援事業	家計の立て直しについてのアドバイスをするなどの生活再生の支援が必要です。	行政
④	▶既存事業 医療費の助成 祝金、手当	子どもの育ちを応援する経済的支援が必要です。	行政
⑤	▶既存事業 産前・産後サポート事業 家事・育児訪問支援サービス	子育ての不安や悩みに寄り添い、生活上の困りごとへの支援が必要です。	行政
⑥	▶既存事業 保護者への養育支援	母子手帳交付時からの切れ目のない支援体制 ・マタニティ訪問 ・訪問支援サービス ・パパママ教室 ・子育て相談 ・電話、訪問、妊婦食事診断&栄養相談 ・乳幼児健診 ・離乳食教室 ・子育てひろば ・子育てサロン、サークル ・各種教室 ・発達相談 ・療育教室 ・ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)	行政 地域
⑦ ⑧ ⑨	伴走型支援 SNSやアプリを活用した子育て支援	・病院や市役所への同行や、寄り添い支援について、支援者を登録する等の仕組みについて研究が必要です。 ・SNSやアプリを利用した子育て支援の方法について研究が必要です。	行政 地域
③ ⑩	▶既存事業 ひとり親世帯への府営住宅優先的入居	安定した生活につなげるため、住宅支援が必要です。	行政
③	ワークショップからの追加意見 市営住宅入居支援	・安定した生活につなげるための住居支援。 ※検討してほしい点 ・生活困窮世帯に滞納があると入居申請ができないが、住環境が整わなければ安定した生活につながらない。 ・募集期間の延長等を検討してほしい。	行政

南丹市の全体的な課題と必要な取組の視点

【具体的な取組・事業の提案】

- ・困っている状態がわかりにくい。どのように発見するか。
- ・地域の自然な見守りが少なくなった。

- ①関係機関の連携体制強化で妊娠期からの早期発見につなげる
- ②地域で見守る気運の醸成
- ③地域で気づいたことを行政へ連携（情報提供）
- ④現状を理解し、協力してくれる人を増やす。

- ・気兼ねない近所づきあいの減少

- ⑤関わりやすい環境づくり、身近に相談しやすい環境づくり

- ・イベントが少ない、集う場所がない。
- ・子どもだけで遊ぶ場所が少なくなった。
- ・田舎特有の課題（移動手手段など）
- ・あっても参加しない（個人主義）

- ⑥身近な地域に集う場をつくる

- ・支援活動の資金不足

- ⑦活動資金の確保

- ・支援でも責任が問われやすい傾向があり二の足をふむ。

- ⑧支援者が困らない仕組み

- ・情報が届かない。

- ⑨SNSを活用した情報の発信（お得情報付き）

- 支援サービスを受けたくない。（知られたくない）

- ⑩プライバシーに配慮した支援
- ⑪対象者が貧困とわからない、貧困の支援とわからない場の設定・取組（対象者を限定しない取組）

視点	取組	内容	担当（役割）
①	市全体で気づき・支援へつなぐ ▶既存事業（仕組み） 子育て世代包括支援センター	※養育支援事業の中での気づき *自発的な相談がなくても、妊産婦や子どもの状況に気づき、関係機関と連携する。	行政 地域
② ③	支援につなげる「つなぐシート （仮称）」の作成	行政と併せ、地域（民生委員・児童委員等）でも、早期発見につながるよう「気づきポイント」や行政に相談内容をつなぐ際の「つなぐシート」の作成や運用について研究が必要です。	行政 地域
④ ⑤ ⑥	イベント等を通じた地域理解 の推進	市全体での貧困対策への関心を高めるために、広い層が参加しやすい楽しいイベント等により、なぜ市域全体で支援する必要があるかの理念を共有するしかけが必要です。 *人が集い、困りごとを解決する仕組みを作ることは、貧困対策のみならず、地域活性化へ向けた課題解消にも通じます。	行政 地域
⑦ ⑧	支援者が活動しやすい環境の 整備	居場所づくりやこども食堂などの活動が継続して実施できるよう、活動資金の確保や支援者が活動しやすい環境整備について研究をする必要があります。	行政 地域
⑨	情報発信の強化	SNSなどを活用し、子育て世代に情報を確実に届ける体制整備が必要です。	行政 地域
⑩ ⑪	プライバシーへの配慮	活動への参加＝貧困対策と思われたい仕組みが必要です。 *実際活動をしている団体同士で、情報交換会を行うこともできます。	行政 地域
⑦	活動資金の確保	継続した支援活動が行えるよう、クラウドファンディングなどの手法で資金を集める研究をする必要があります。	行政 地域

第3章 計画の基本的な視点

1. 基本理念

「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことが目的・理念とされています。

ここから導かれるのは、子どもの貧困対策を講じることによって単にその貧困状況の低減化・解消を図ることが目的なのではなく、貧困対策をひとつの強力な手段として捉えながら、子ども達が幸せに暮らせる社会の実現を目指すという考え方です。

子ども達の幸せな暮らしを阻害する要素としては、貧困の他にも様々なことが想定されますが、それらの多くは経済的な条件としての貧困から派生的に、あるいは相関的に発生しやすい要素であり、それゆえに貧困対策を通じて、こうした子ども達を取り巻く様々な幸福阻害要因の解消を図るということこそが、求められているものと考えます。

子どもの貧困に関して何ら対策をとらなければ、子どもの明るい未来を閉ざすだけでなく、次世代の社会を担う人材が減少し、結果的に経済活動の縮小や社会保障費の増大につながり、大きな社会的損失をもたらす可能性もあります。

全ての子どもが安心して心豊かに育ち、自らの可能性を発揮して個人として幸せに暮らせる未来を切り拓いていけるよう、下記の基本理念を掲げます。

基本理念の実現に向けては、子どもの貧困対策として取り組む様々な事業や活動の中で、支援者は子ども達一人ひとりの状況を理解し、粘り強く向き合い、成功体験を増やすことで子ども達の自己肯定感を高めることを意識した支援に努めるとともに、課題を抱える保護者や子ども達に寄り添い、課題に応じた切れ目のない支援に努めます。

**すべての子ども達が、その生まれ育った環境に左右されず、
自分自身の生きる力を高め、未来を切り拓き夢をもって
成長していける社会の実現を目指します**

貧困家庭に生まれた子どもが大人になっても貧困から抜け出せないのが「貧困の連鎖」です。この連鎖を断ち切るよう取組を進め、子ども達誰もが、自分の夢を実現できる社会を実現したい。

2. 基本目標

基本理念の実現のため、以下の3つの基本目標のもと、様々な施策を総合的に推進します。

基本目標1 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援

子どもが健やかに成長し、それぞれの希望を実現することができるようにするため、子育て家庭の健康づくりへの支援とともに、子ども達を地域社会の中で健やかに育てるための環境づくりを図ります。

また、家庭環境や経済状況により、子どもの教育・進学や多様な経験の機会が奪われることのないよう、子どもの学習・進学に向けた支援を図るとともに将来の自立支援に向けた取組を推進します。

さらに、子どもが社会的に孤立せず、放課後に安心して安全に過ごせる居場所や地域の中での交流や体験を通じて、社会性や自立する力が身につく機会の充実を目指します。

基本目標2 生活基盤の安定と経済的支援

保護者の就労は、安定した生活基盤のためには重要であり、また安定した就労は、ゆとりをもって子どもと接するためには重要です。

保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

また、子育て家庭において収入に占める養育費や教育費の負担などが高い場合が多く、支援を必要とする家庭が増えています。

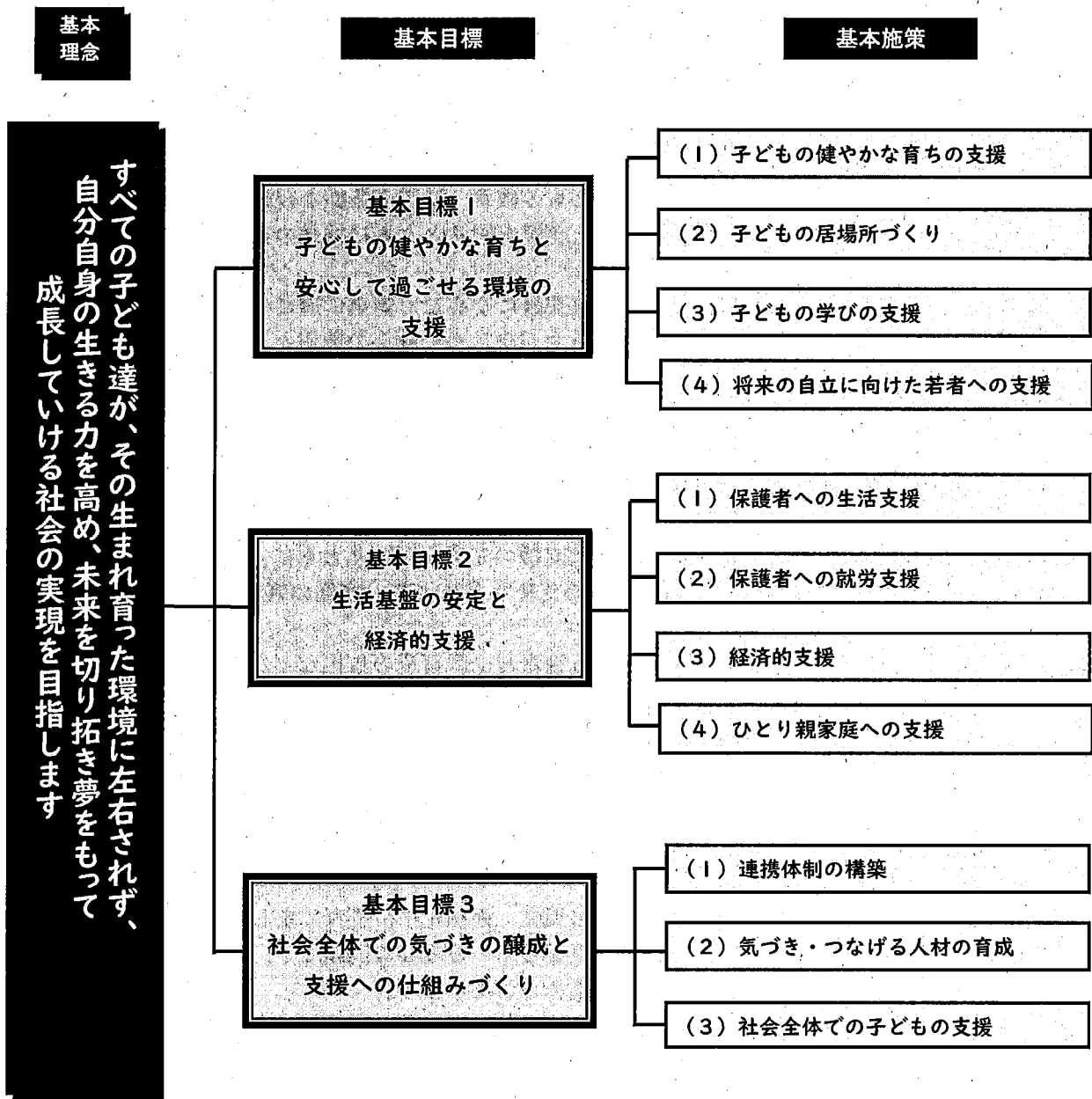
様々な家庭の実態に対応した経済的支援策を適切に実施し、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

基本目標3 社会全体での気づきの醸成と支援への仕組みづくり

核家族化の進行による社会や地域からの孤立、孤独化や、子育てをしながら親の介護をする「ダブルケア」は、子育て世帯の家族が直面している重要な問題です。また、ひとり親家庭や生活保護世帯の増加などは、特に支援が求められています。

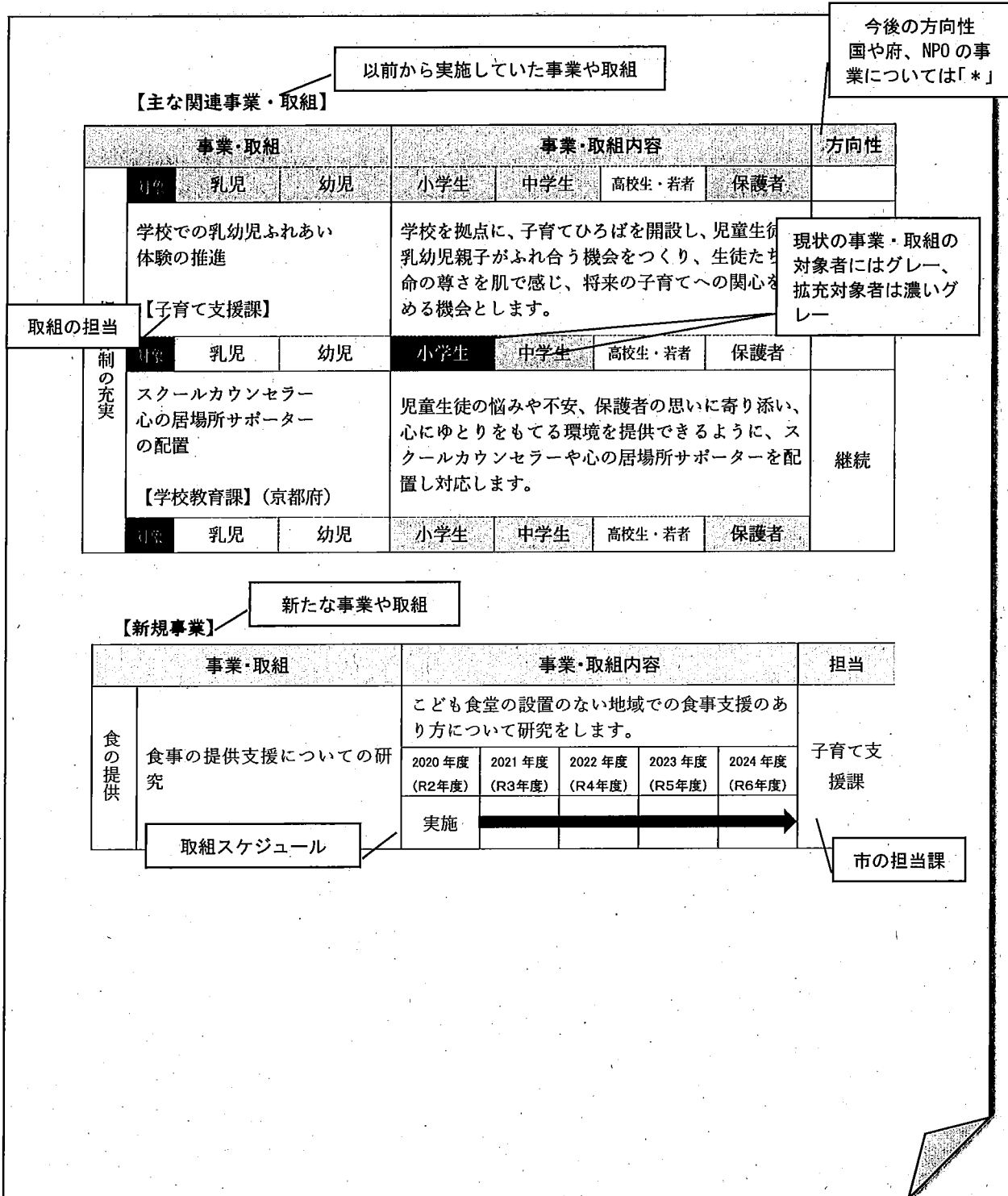
こうした中で、子ども達が置かれている状況は、経済的な問題以外に複合的で複雑に絡みあう場合も多くあり、子どもの様子からは家庭の課題が見えづらいことも多くみられます。こうした状況があることも視野に入れて、行政の中での気づきに加え、最も身近な地域において、地域全体で気づき、支えていく支援体制の整備を進めます。

3. 施策体系



第4章 施策の方向性とその展開

○「第4章 施策の方向性とその展開」の見方



基本目標Ⅰ 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援

(1) 子どもの健やかな育ちの支援

【施策の方向性】

子ども達が未来に希望を持ち、社会を生き抜くためには、心身の健全な成長が重要です。しかし、「子どもの生活状況調査」からは、生活困難を抱える世帯では、健康状態がその他の世帯に比べ悪かったり、休日の欠食がみられます。

そのため困難を抱えている家庭の子どもをはじめ、全ての子どもの健やかな成長を支えるため、育ちの支援に取り組みます。

また、学校を窓口として、不安や悩みを抱える子ども達一人ひとりに寄り添った相談を行うなど、きめ細やかに対応できる体制を整備します。

【主な関連事業・取組】

事業・取組		事業・取組内容				方向性
子どもの健康（からだどころ）の確保	こんにちは赤ちゃん訪問事業 健康診査事業の推進 予防接種の推奨 【保健医療課】	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診や新生児訪問を通じ、母子の健康状態の確認や相談により、育児不安や心身の不調を持つ妊産婦に対して支援を行います。 ・小児科医と歯科医による診察・身体計測、各発達段階に応じた発達検査等を行い、乳幼児の疾病等の早期発見をするとともに、栄養指導、保健指導を実施します。 ・疾病予防のため、予防接種を適切に受けられるよう、様々な機会を通し予防接種の接種勧奨を実施します。 				継続
	対象 乳児 幼児 児童生徒の健康管理 【学校教育課】	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	継続
	対象 乳児 幼児 命や性に関する教育の充実 【保健医療課・学校教育課・NPO】 ※高校生への拡充も必要だと考えています。	<ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室や訪問時に、性や妊娠、生命の尊さについての知識の普及啓発を図ります。 ・各小中学校の性教育年間計画をもとに、発達段階に合わせ、性に対する知識の向上やその普及推進に努めます。 ・小中学生に「命の授業」や性教育を行い、自身の体や命の大切さを伝えます。 				継続
	対象 乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	

相談体制の充実	学校での乳幼児ふれあい体験の推進 【子育て支援課】	学校を拠点に、子育てひろばを開設し、児童生徒と乳幼児親子がふれあう機会をつくり、生徒たちが命の尊さを肌で感じ、将来の子育てへの関心を高める機会とします。	拡充
	対象 乳児 幼児	中学生 高校生・若者 保護者	
	スクールカウンセラー心の居場所サポーターの配置 【学校教育課】(京都府)	児童生徒の悩みや不安、保護者の思いに寄り添い、心にゆとりをもてる環境を提供できるように、スクールカウンセラーや心の居場所サポーターを配置し対応します。	継続
	対象 乳児 幼児	小学生 中学生 高校生・若者 保護者	
	スクールソーシャルワーカーの配置 【学校教育課】(京都府)	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築し、困難を抱える児童生徒を支援します。	継続
	対象 乳児 幼児	小学生 中学生 高校生・若者 保護者	
	子育て相談の充実 【保健医療課】	身近な相談場所、親子の交流の場として各保健福祉センター(4ヶ所)で実施しています。	継続
	対象 乳児 幼児	小学生 中学生 高校生・若者 保護者	
	子ども・家庭相談の充実 【子育て支援課】	・家庭児童相談員が随時養育相談を行います。また、子育てひろば事業の場でも、支援員が相談に対応します。 ・保育所、幼稚園、学校での子どもの様子から保育士、幼稚園教諭、教師が、児童生徒の変化に気づき、支援が必要な場合は関係機関につながります。	継続
	対象 乳児 幼児	小学生 中学生 高校生・若者 保護者	
	思春期こころの健康相談の充実 【京都府】(関係課)	思春期のこころの健康について、精神科医による相談につながります。	*
	対象 乳児 幼児	小学生 中学生 高校生・若者 保護者	
	不登校等の教育相談の充実 【学校教育課】 ※高校生・若者の相談は「なんたんユースHUB」(京都府事業)51ページに掲載。	不登校の悩み等を抱える方に、相談支援を行います。 ※教育相談は電話による相談と臨床心理士によるカウンセリング(要予約)	継続
	対象 乳児 幼児	小学生 中学生 *高校生・若者 保護者	

食育の推進・食の提供	家庭における食の啓発・推進 【保健医療課・子育て支援課・学校教育課・地域団体】		適切な食生活が、乳幼児期から学童期、思春期へと継続されるように、育児支援事業や母子保健事業、保育所や幼稚園、学校を通じて食育を推進し、啓発に取り組みます。また、小学校で実施する「お弁当の日」では、学校や地域組織が協力し、子ども達の生きる力を育みます。				継続
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者
	保育所や学校給食の充実 【子育て支援課・学校教育課】		保育所や小中学校の児童生徒に対し、栄養バランスのとれた給食を提供し健康の保持増進に努めます。				継続
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者
	こども食堂※の開設 【NPO】		子どもだけでも利用できる食堂を開設し、一緒に作ったり、みんなで食事をします。				*
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者

※南丹市の考える「こども食堂」・・・子どもだけでも利用できる食堂。

【新規事業】

事業・取組		事業・取組内容					担当
食の提供	食事の提供支援についての研究	こども食堂の設置のない地域での食事支援のあり方について研究をします。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
		実施	→				

◆活動団体名：Coco Can◆

「事業名：こども食堂『な釜』」

こども食堂「な釜」は、こどもだけで来てもいい食堂。みんながお客さんで、店員さんや料理人さんでもある。小学生は一人で来てもおうちの人と来てもいいし、友達と来る人もいます。みんなで大きな釜でごはんを炊いて、一緒に作って食べるとおいしいよ!



月1回、土日や祝日の昼にCoco Canで開催しています。

- ・時間は、11時00分～13時00分
- ・大人 300円 / 子ども 0円
- ・スタッフ 3～5人
- ・会場の広さの都合上、毎回20人を定員としております。

(メールでの事前申込制・先着順)

- ・定員に満たない場合、当日受付も可能です。



連絡先：〒622-0013 南丹市園部町本町81

e-mail cococan2013@gmail.com

Facebook <https://www.facebook.com/cococan123/>

(2) 子どもの居場所づくり・交流や体験機会の充実

【施策の方向性】

「子どもの生活状況調査」からは、生活困難を抱える世帯では、子ども達が放課後を過ごす場所は、その他の世帯に比べ「学校（部活動など）」や「公園・広場」が多く、「家族」と過ごす割合が低くなっています。また、生活に困難を抱える家庭の子どもは、悩みや不安を抱えている割合が高く、相談相手がいない状況も多い傾向がみられます。

子どもの心身の健やかな成長にとっては、安全安心であり、過ごしやすい環境が常に身近にあることが大切です。

そのために、放課後等に就労などで保護者が不在となる子ども達や、様々な困難を抱えている子ども達に、地域の中に家庭以外に子ども達が安心して過ごすことができる居場所の充実を図ります。

また、居場所や地域の中での交流や体験を通じて、社会性や自立する力が身につく機会の充実を目指します。

【主な関連事業・取組】

事業・取組			事業・取組内容				方向性
居場所の開設	放課後児童クラブ運営事業 【社会教育課】		保護者が就労等により家庭で保育できない児童について、遊びや生活の場を提供します。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	地域センター・児童館運営事業 【人権政策課】		子ども達の遊びや活動の拠点の一つとして開設します。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	適応指導教室の開設 【学校教育課】		様々な理由で学校に登校しにくい児童生徒のための居場所として適応指導教室「さくら」を開設します。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
子どもの居場所開設 【NPO】		放課後や休日に、スタッフが見守る中、地域の子どもの達が過ごせる居場所を提供します。				*	
対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者		
交流や体験機会の充実	放課後子ども教室（京のまなび教室）の実施 【社会教育課】		地域と協働し、子ども達を地域社会の中で健やかに育てるための環境づくりを図ります。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出 【学校教育課】		地域の自然・歴史・文化・先人の知恵や工夫を、体験を通して学ぶ様々な学習機会を創出します。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
体験活動の実施 【NPO】		子ども達に自然体験など、豊かな体験活動を提供します。				*	
対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者		

【新規事業】

事業・取組み		事業・取組み内容					担当
居場所の開設	第三の居場所開設	家庭生活の支援が必要な子どもを発見するとともに、家庭や学校に代わる、子ども達が安心して過ごすことができる小学生対象の居場所を園部地域に開設します。居場所では心の豊かさと生きる力を向上させることを目指し、個々に応じた支援を行います。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
		実施	→				

◆活動団体名：ドリームえんじんネットワーク◆

「事業名 ドリームキャンプ」

ドリームえんじんネットワークは、南丹市・亀岡市・京丹波町で子ども向け体験事業を実施する7団体が集まり、2012年にできた組織です。ものづくりや自然体験を子ども達だけで行う日帰り体験事業「ドリームキャンプ」を年数回実施しています。このドリームキャンプには、生活困窮やひとり親など体験事業に参加しづらい家庭の子どもを無料招待しています。



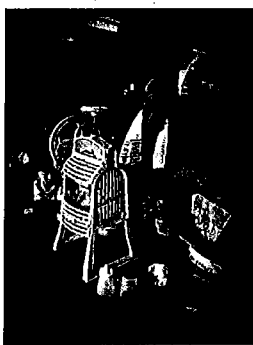
◆ 連絡先：NPO 法人テダス（ドリームえんじんネットワーク事務局）
〒622-002 南丹市園部町美園町7号9-1
電話 0771-68-3555

◆活動団体名：NPO 法人グローアップ◆

「事業名：みんなで集える、みんなの居場所」

NPO グローアップは、みんながドキドキ、ワクワク♪過ごせるまちに！
人と人とのつながりの中から、新しいコト、新しいモノが生まれ、一人ひとりが地域の
主役となって輝ける。そんなまちづくりを目指して活動しています。

みんなでごはん
みんなでご飯を作って
みんなで食べよう！
第3土曜日 @JUJU



みんなの居場所
どなたでも来てね♪
月・水・金 @JUJU

◆
連絡先：NPO 法人グローアップ
〒629-0141 八木町八木鹿草76
コミュニティスペース気になる木 JUJU
電話 0771-20-4376
◆

(3) 子どもの学びの支援

【施策の方向性】

貧困の連鎖を断ち切り、子どもが自らの将来を切り拓いていくためには、世帯の所得の状況に関わらず、均等に教育を受ける機会が保障されることが不可欠です。

しかし、「子どもの生活状況調査」からは、生活困難を抱える世帯では、その他の世帯に比べ、経済的な理由から塾や習い事をしている割合が低く、また、基本的な生活・学習習慣が身に付いていない状況がみられます。

家庭環境や経済的な状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけ、学習ができる環境づくりや、希望に応じた進学ができるよう相談や学習支援、経済的支援などを行います。

【主な関連事業・取組み】

事業・取組			事業・取組内容				方向性
学習支援の推進	生活困窮者世帯に対する学習支援 【福祉相談課】		生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、家庭訪問による学習支援を行います。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
学習支援の推進	テレビ学舎 【学校教育課】		中学生を対象とした家庭学習支援事業。CATVを有効利用し、年間を通じて数学、英語、国語の講座を番組として放映し、家庭学習を支援します。(放映午後9時30分～午後10時)				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
就学・進学支援の充実	就学援助事業 【学校教育課】		経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	生活保護法による教育扶助(小中学生)、生活扶助(一時扶助)(小学生) 【社会福祉課】		生活保護受給世帯の子どもが、義務教育を受けるために必要な費用を支給します。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	<高等学校等進学> 高校生給付型奨学金 ※高校進学時 【京都府】		生活保護受給世帯又は市民税が非課税世帯の子どもが、高等学校等へ進学する場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。				*
対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者		
<高等学校等入学準備> 生活福祉資金貸付金(無利子) ※高校進学時 【社会福祉協議会】		低所得世帯の子どもが、高等学校等に就学するために必要な費用を、他の「公的な教育支援貸与(貸付)制度」の借入ができるまで、「つなぎ資金」として貸付します。				*	
対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者		

事業・取組み			事業・取組み内容				方向性
就学・進学支援の充実	<高等学校等入学準備> 高校生等修学支援事業（修学金）（無利子貸付又は利子補給）※高校生対象 【京都府】（在学している高校）		勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。				*
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者
	奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）【支給】 ※高校生対象 【京都府】		生活保護受給世帯又は府民税所得割額と市民税所得割額非課税世帯の生徒に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、「奨学のための給付金」を支給します。				*
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者
	<高等専門学校生> 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金（貸与） 【在学している高等専門学校】		経済的理由により修学に困難がある学生に対して、奨学金を貸与（貸付）します。				*
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者
・公立高校就学支援金 ・私立高校・高等専門学校 就学支援金 【在学している学校】		授業料への支援として、所得により一定額を学校に支給します。				*	
対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	

【新規事業】

事業・取組		事業・取組内容					担当
学習支援の推進	学習サポーターの登録・派遣	経済的な理由により塾に通えない子どもや不登校の子どものための学習支援を行うサポーター（学生等）を募集し、NPO等が開設する居場所などへの派遣を行います。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
		検討	実施	→			

(4) 将来の自立に向けた若者への支援

【施策の方向性】

非行や不登校、引きこもり等、複合的で複雑に絡み合った青少年の問題については、関係機関が相談・支援体制の強化を図りながら、連携した支援に取り組みます。

また、経済状況により、就学の機会や就労の選択肢が狭まることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐために、若者の就労を支援します。

【主な関連事業・取組】

事業・取組			事業・取組内容				方向性
専門家による支援	ユース・アシスト～立ち直り支援チーム～との連携 【京都府】(子育て支援課)		非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するチームが、支援プログラムを作成し、様々な体験活動等を通じて立ち直りを支援します。				*
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
専門家による支援	なんたんユースHUB (ハブ)との連携 【京都府】(子育て支援課)		京都府ひきこもり訪問応援「チーム絆」事業の取組として、教育、家庭、就労、福祉の各領域の団体が連携して、南丹地域で不登校や引きこもりなどに関する支援を提案する取組につなげます。				*
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
就労支援	若い世代への就労支援の充実 【商工課】		<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークや京都ジョブパークと連携し、これら関係機関が開催する合同面接会やセミナー開催を周知し、若者(義務教育終了後の若者)の就労を支援します。 ・なんたん地域若者サポートステーションと連携し、学校を卒業、中退、あるいは仕事を辞め、現在働いていない15歳以上の若者を対象に個別相談や職場体験などを開催します。 				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
居場所開設	不登校・引きこもりの子どもへの居場所提供 【NPO】		不登校や引きこもり、登校渋り等の状態にある子どもに居場所の提供をしています。 本人の気持ちに寄り添いながら、就学等の社会への再接続を目指します。				*
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	

【新規事業】

事業・取組		事業・取組内容					担当
情報発信の充実	進学に向けた支援情報周知の強化	進学に向け、中学生や高校生にもわかりやすい「支援制度の手引き」を作成し、各種支援制度の周知に努めます。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
	検討	実施	→				
子ども達への情報発信の強化	子ども達への情報発信の強化	居場所開設や進学にかかる情報などを、子ども達自身が受け取れるように、SNSなどを活用した情報発信を行います。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
	検討	実施	→				

◆活動団体名：NPO 法人そのべる◆

「事業名 こどもの居場所づくり」

「そのべる」では、地域の子ども達に放課後や休日に自由に過ごせる遊び場の提供、不登校や引きこもりの状態にある児童生徒の余暇活動支援、月一回の子ども食堂を実施しています。

《自由な遊び場》

自由に遊んだり宿題をしたり、地域の子ども達がのびのび過ごせる居場所です。スタッフが安全を見守り、訪れる子ども達に心を配ります。

《不登校・引きこもりケア》

少人数で参加者の興味関心に沿った活動をします。調理、ボードゲーム、工作、ボランティア活動etc…

《子ども食堂》

「楽しい時間・楽しい場所・楽しい思い出」となるように、地域の保護者や地域住民が活動を担っています。



連絡先：〒622-0002 南丹市園部町美園町 3-13-2

電話 0771-63-0165

http://sonobell.org

基本目標2 生活基盤の安定と経済的支援

(1) 保護者への生活支援

【施策の方向性】

生活に困難を抱える家庭に対し、家庭の経済的不安定さを和らげるため、家計や収支の見直しについての相談・助言等の機会を充実させることにより、生活の安定を図ります。

【主な関連事業・取組】

事業・取組			事業・取組内容				方向性	
生活 基盤 の 確保	生活困窮者自立相談支援事業 (暮らしの相談窓口) 【福祉相談課】			生活保護に至るまでの「生活困窮状態」にある方に状況を詳しく聞き取り、自立した生活に向けての伴走的相談支援を行います。				継続
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	生活困窮者家計改善支援事業 (暮らしの相談窓口) 【福祉相談課】			生活困窮世帯の家計における収支バランスの見直しや、税金・公共料金・医療費等の滞納料金の支払い方、債務整理などについて、アドバイスを行います。				継続
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金) 【福祉相談課】			離職などにより住居を失った方又は失うおそれが高い方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。				継続
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	生活困窮者自立支援事業 (一時生活支援事業) 【福祉相談課】			住居を持たない方等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所と食事を提供します。				継続
対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者		
外国人のための日本語支援 【地域振興課】			生活する上で必要な日本語の取得に向けて、週2回市民ボランティアによる教室を開催しています。				継続	
対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者		

【新規事業】

事業・取組		事業・取組内容					担当
生活 支援	モノ支援	制服や学用品などのリユースの仕組みを検討します。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
		検討	実施	→			

◆活動団体名：南丹市社会福祉協議会 生活相談センター◆

私達は、生活や経済面の困りごとの相談支援を行っている機関です。子どものいる世帯についても、保護者等への支援を通して、子ども達にとって生きていく基盤となる家庭が、心安らげる場所になるよう、お手伝いしています。

○相談ごとの例

保護者自身の就労や収入の悩み、自宅に届く行政などからの書類についての手続きの仕方、家計のやりくり（債務や各種支払いの悩み）、生活に関するいろいろな困りごとなど。

◇できること◇

相談者が今困っていることの整理や解決方法を一緒に考えます。

家計の収支の見直しや支払い方法を助言します。

就職や転職活動への助言やハローワーク等の利用を援助・同行します。

必要な手続きのお手伝いをします。

債務整理など専門職へのつなぎ（無料・低額の相談）を援助・同行します。

連絡先：〒629-0301 南丹市日吉町保野田垣ノ内 11 番地
電話 0771-72-3020 FAX 0771-72-3222

◆活動団体名：南丹市国際交流協会◆

「事業名 外国人のための日本語教室」



南丹市国際交流協会では、外国人学習者と支援者（市民ボランティア）

が1対1で学ぶ日本語教室を下記の日時・場所で実施しています。詳細については担当までお問合せください。



■毎週木曜日：午後6時30分～午後8時（場所：南丹市国際交流会館）

■毎週日曜日：午前9時～午前10時30分（場所：南丹市国際交流会館）

連絡先：〒622-0004 南丹市園部町小桜町 62-1
南丹市国際交流会館 2 階
電話 0771-63-1840（火～金 午後0時30分～午後4時30分）
FAX 0771-63-1841 メール nantania@office.zaq.jp

(2) 保護者への就労支援

【施策の方向性】

生活に困難を抱える家庭では、その他の世帯に比べ、保護者の就労状況は非正規の就労形態であったり、就労していない状況が多くなっています。

保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる支援を行います。

【主な関連事業・取組】

事業・取組		事業・取組内容				方向性	
就労支援	生活困窮者自立相談支援事業 【福祉相談課】	生活困窮者の自立に向け、ハローワークなどと連携したサポートを行います。(履歴書の書き方、面接の受け方、強みを活かした就職活動のしかた)				継続	
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生		高校生・若者
就労支援の充実	【商工課】	なんたん地域若者サポートステーションと連携し、仕事を辞め、現在働いていない39歳までの方を対象に個別相談や職場体験などを開催します。				継続	
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生		高校生・若者
保育等の確保	保育所での保育の提供 【子育て支援課】	保護者が就労等により保育できない児童について、遊びや生活の場を提供し、保護者の就労を支援します。				拡充	
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生		高校生・若者
	放課後児童クラブでの保育の提供 【社会教育課】	保護者が就労等により保育できない児童について、遊びや生活の場を提供し、保護者の就労を支援します。				継続	
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生		高校生・若者
	ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、地域の中で子育てを支援します。				継続	
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生		高校生・若者
子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) 【子育て支援課】	子育て家庭の様々なニーズにより、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業です。ショートステイでは概ね7日以内の期間入所により養育を行います。トワイライトステイでは概ね6ヵ月以内の期間、施設の通所により、生活の安定等を図ります。				継続		
対象	乳児	幼児	小学生	中学生		高校生・若者	保護者

(3) 経済的支援

【施策の方向性】

就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、各種手当を支給するほか、各種制度の利用時において、減免等による負担軽減を図ります。

【主な関連事業・取組】

事業・取組			事業・取組内容				方向性
手当・医療費等の充実	医療費の助成 ・子育て支援医療費助成事業 ・すこやか子育て医療費助成事業 【子育て支援課】		入院、通院にかかる医療費（保険診療分のみ）を助成します。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	児童手当支給事業 【子育て支援課】		国の制度により、中学校修了までの児童を養育している方に手当を支給します。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
生活保護費支給事業 【社会福祉課】		生活保護法に基づき、生活・住宅・教育・出産・生業・葬祭・医療・介護などの扶助費を支給し、最低限度の生活保障及び自立の助長を支援しています。				継続	
対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者		
助成・減免制度の充実	助産施設への入所補助 【子育て支援課】		経済的な理由などによって入院助産を受けることができない妊産婦の方の入所の補助を行います。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	訪問支援サービス利用料の助成 【子育て支援課】		生活保護受給世帯は全額助成、ひとり親世帯は半額を助成します。				継続
	対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	保育所・幼稚園保育料の減免制度 【子育て支援課】		生活保護世帯は全額、ひとり親世帯は所得に応じて減免の場合があります。				継続
対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者		
ファミリー・サポート・センター利用料の助成 【子育て支援課】		生活保護受給世帯は全額助成、ひとり親世帯は半額を助成します。				継続	
対象	乳児 幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者		

(4)ひとり親家庭への支援

【施策の方向性】

「子どもの生活状況調査」からは、ひとり親家庭は、不安定な就労・低所得の人が多い状況であり、生活に困難を抱える世帯の割合は55.1%とひとり親ではない家庭に比べ高くなっています。

そのため、ひとり親家庭に対する経済的支援とともに、保護者が自分の状況にあった就職の実現や、安定した雇用形態での就職となるよう支援します。

【主な関連事業・取組】

事業・取組		事業・取組内容				方向性	
経済的な支援	児童扶養手当支給事業 【子育て支援課】	18歳年度末までの児童（中程度以上の障がいがある場合は20歳未満の児童）を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。				継続	
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者
	福祉医療支給事業 【子育て支援課】	18歳年度末までの児童を養育するひとり親家庭の入院、通院にかかる医療費（保険診療分のみ）を助成します。				継続	
対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
生活・子育て支援	・母子家庭奨学金 ・福祉資金貸付 ・母子資格取得助成 ・通勤定期乗車券の特別割引など 【京都府】（子育て支援課）	国、府の各種制度案内や養育費相談支援センター等の相談機関の案内を行うなど、ひとり親家庭の生活の安定に必要な支援を行います。				*	
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者
	日常生活支援事業 【京都府】	保護者が仕事や傷病などで児童の養育が困難な時などに、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育を手伝ったり、必要に応じて子どもを預かります。				*	
対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
生活・子育て支援	府営住宅の優先入居 【京都府】	府営住宅の一般募集とは別に、母子世帯・父子世帯の方等に限定した入居者募集を行っています。				*	
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者
	就労支援 【京都府】	ひとり親家庭の方の就業相談や就職のための資格取得助成などを実施します。				*	
対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
生活・子育て支援	保育所入所の優先基準の設定 【子育て支援課】	就労支援として、保育所入所への優先基準を設けています。				継続	
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者
	母子交流会事業 【子育て支援課】	南丹市母子寡婦福祉会の事業として、母子交流会や親子のつどいを実施し交流を図ります。				継続	
対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	

◆南丹市母子寡婦福祉会◆

私達、南丹市母子寡婦福祉会では、ひとり親家庭や寡婦となられた方が、安心して暮らせるよう、施策の案内や相談を行うほか、会員同士の交流も和気あいあいと行っています。お気軽にお問い合わせください。

(活動)

- 相談事業
- いきいきふれあい事業 (日帰りバス旅行)
- 親子のつどい
- 中部母子交流会
- 寄せ植え講習会
- 寡婦交流会
- クリスマス会 など



連絡先：南丹市役所子育て支援課
〒622-8651 南丹市園部町小桜町 47
電話 0771-68-0017

基本目標3 社会全体での気づきの醸成と支援への仕組みづくり

(1) 連携体制の構築

【施策の方向性】

「子どもの生活状況調査」からは、生活に困難を抱える家庭では、その他の世帯に比べ、心配事や悩み事の相談相手がない割合が高くなっており、周囲の目を気にして支援を求められなかったり、地域の目が届かず、社会的に孤立しやすくなっている状況がみられます。

また、生活に困難を抱える家庭の子どもも「新しい文房具」、「誕生日のお祝い」、「携帯電話、スマートフォン」などを持っている割合は高く、そうではない子と見分けることが非常に難しい状況がみられます。

生活に困難を抱える子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていけるよう、様々な事業や健診時などの機会に困り事に気づき、支えていく支援体制の整備を進めます。

また、地域、学校、関係団体、行政等の専門機関の連携を強化し、切れ目なく制度や支援に確実につなげていく体制を整えます。

【主な関連事業・取組】

事業・取組			事業・取組内容				方向性
母子保健事業 の中の 気づき	妊娠届時の保健師等による 面接・妊娠アンケートの実施 【保健医療課】		妊娠届時には必ず保健師等の専門職が面接とアンケートを実施し、支援が必要な妊婦を早期に発見し、関係機関と連携した支援を行います。				継続
	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	こんにちは赤ちゃん訪問事業 【保健医療課】		全出生児を対象に家庭を訪問し、母子の健康状態を確認し、保護者からの困り事や悩みを聞き、保護者の不安解消に努めます。また、支援が必要なケースについては、継続訪問や栄養士と同伴で対応します。				継続
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	
	乳幼児の健やかな発達のための支援 (健診、親子教室、離乳食教室、子育て相談) 【保健医療課】		乳幼児健診では、乳幼児の心身の状態を観察、医師の診察、育児や食育などの相談支援を行います。親子教室などでは、育児、食育などの相談指導を実施します。				継続
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	
	産前・産後サポート事業 (マタニティ訪問、訪問支援サービス) 【保健医療課・子育て支援課】		妊娠中にケア専門員が家庭訪問し、出産や育児相談支援を行います。ケアが必要な家庭には、訪問支援員による家事支援、育児支援といった具体的支援を行います。				継続
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	

地域での気づき	子育て世代包括支援センターの運営 【保健医療課・子育て支援課】	妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援を切れ目なく行うため、母子保健と子育て支援を包括的に運営する仕組みです。それぞれの段階で育児相談を受ける子育て専任スタッフを「子育てコンシェルジュ」として配置しています。					継続
	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	主任児童委員、民生委員・児童委員との連携 【福祉相談課】	見守りの視点で、地域の子ども達の実態を把握に努めていただき、気になる家庭や児童について、子育て支援課に情報共有いただきます。					継続
	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
地域での気づき	家庭・地域・学校との連携と啓発の推進 【子育て支援課】	要保護児童対策地域協議会を通じて京都府家庭支援総合センター、保健所と連携し家庭支援を進めるとともに、生活に困難を抱えている家庭の早期発見ができるよう、啓発に努めます。					継続
	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者	
	子育てに関する子育てボランティア・サークル、NPO法人との連携 【子育て支援課】	地域の人材を活かした子育て支援を目指し、子育て支援に関するNPO法人等と連携し、課題解決に向けた取組を協働で進めます。					継続
	対象	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生・若者	保護者

【新規事業】

	事業・取組	事業・取組内容					担当
庁内連携	庁内連携組織の設置 (庁内調整会議の設置)	子ども・若者の現状や課題等の実態を詳細に把握し、子ども・若者への支援と家庭環境の改善に向けた具体的な解決策の検討を行う包括的な庁内の支援体制を構築します。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
		実施	→				
課題への気づき	気づきマニュアルの作成	困難を抱える世帯ほど、行政や民間の相談窓口や支援策の情報を得られず必要な支援につながっていない傾向にあるため、自発的な相談がなくとも、家庭の状況に気づける体制づくりが必要です。そのため、母子保健事業の様々な場面や、保育所、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、児童館など日々子どもや保護者と接する機会の多い関係機関や相談時の支援者に向けた「気づきマニュアル」を作成し運用します。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
		検討	実施	→			

(2) 気づき・つなげる人材の育成

【施策の方向性】

生活に困難を抱える子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていけるよう、子どもや家庭に最も身近な地域において困りごとに気づき、地域で見守る人材の発掘、育成を推進します。

【新規事業】

事業・取組		事業・取組内容					担当
理解推進	子どもの貧困への理解の推進	日頃から子どもや家庭と関わる関係機関の関係者をはじめ、地域の支援者や広く市民に対し、困難を抱える子どもの現状や支援などについて、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修等を実施します。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
		実施	→				

(3) 社会全体での子どもの支援

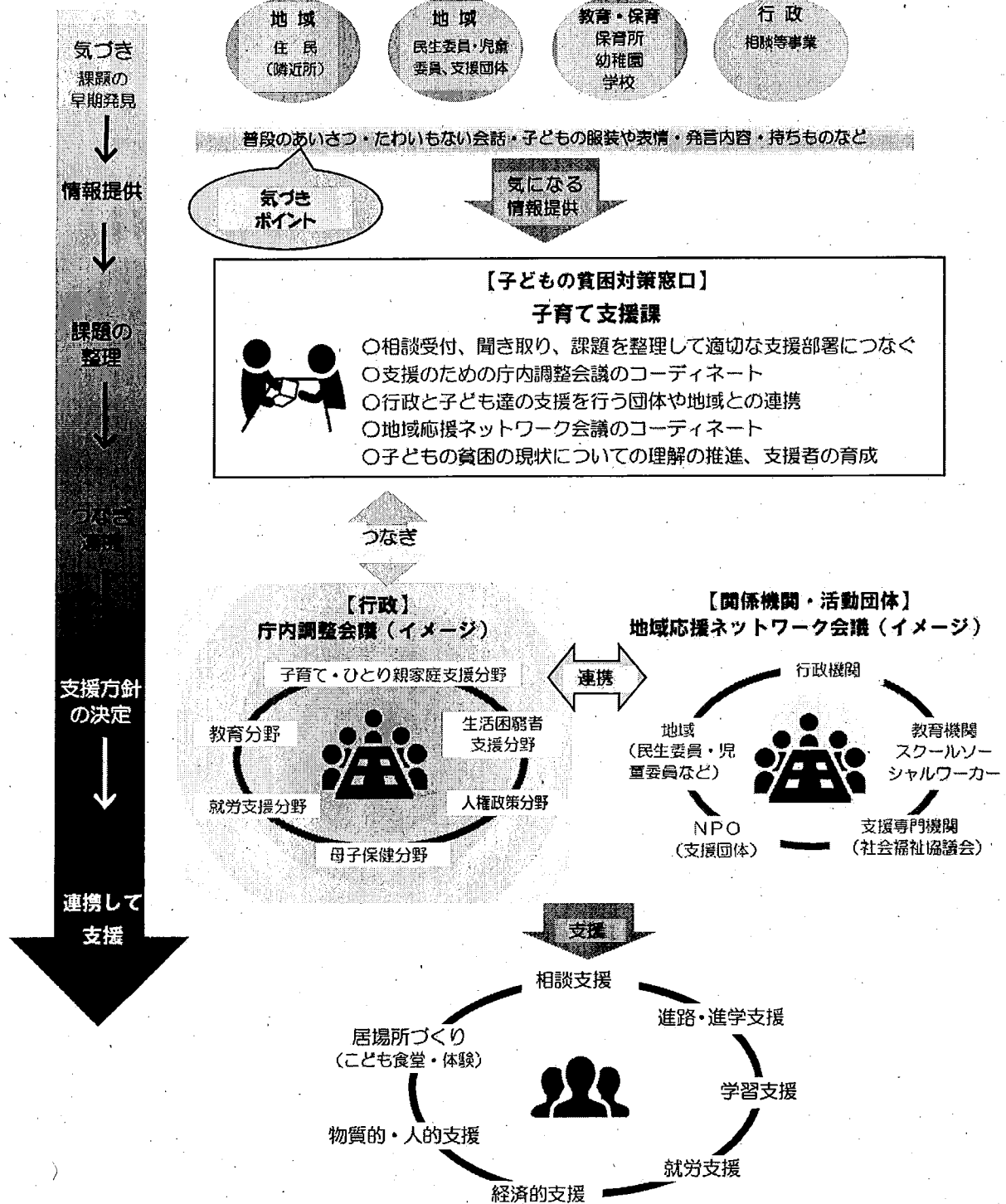
【施策の方向性】

子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し、社会全体で子どもの支援を図るための情報発信や当事者団体等への支援を行います。

【新規事業】

事業・取組		事業・取組内容					担当
地域における連携体制	地域応援ネットワーク会議（仮称）の開催	行政だけでなく、関係機関や子ども達の支援を行う団体等と連携し、市全体で貧困対策に取り組む体制を整えます。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
		実施	→				
地域における連携体制	持続可能な支援活動の研究	各地域での取組を継続的なものとするために、活動資金の確保などについて研究を行います。					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
		実施	→				
情報発信	情報発信についての研究	子育てに関する情報を市民が容易に入手できるような情報発信の仕組みについて研究を行います。（SNS、アプリなど）					子育て支援課
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	
		実施	→				

社会全体での気づきと支援への仕組み



第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困問題は複雑多様であり、その対策に関する施策は広範にわたることから、庁内の関係部署が連携して施策の推進を図ることが重要です。

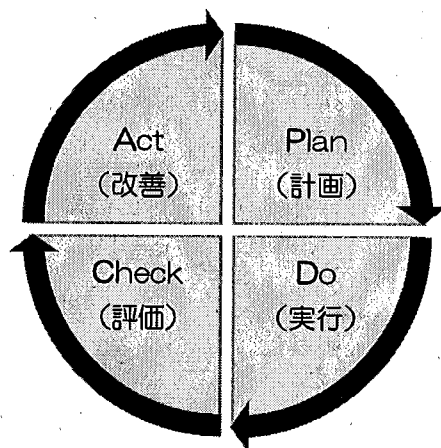
「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、各種個別計画で実施している関連事業を一体的に推進するにあたり、庁内での課題の共有とそれに応じた施策や事業を推進するために各担当課との連携を図り、市全体で子どもの貧困対策に努めます。

(2) 地域連携による推進体制

子どもの貧困対策の取組をより効果的なものとするためには、行政だけでなく、市民や地域組織、相談・支援機関等がお互いの役割と特徴を理解した上で協働し、連携を図っていく必要があります。そのため、社会福祉協議会等と連携して、地域で活動している支援団体や各組織に配置される相談員等の連携をより一層深めるためのネットワークを構築し、それぞれのメリットを生かしながら、一体的に貧困対策の推進に取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、事業の取組状況について毎年度調査を行います。また、継続的なPDCAサイクルを確立し、社会経済状況などの環境の変化も踏まえて、各事業の検証を行うとともに、必要に応じて見直しや改善を図るなど、子どもの貧困対策に効果的な施策を推進していきます。



資料編

1. 南丹市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日

条例第19号

改正 平成30年12月25日条例第34号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、南丹市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項に係る調査審議

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、第3条第2項の規定により最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成30年12月25日条例第34号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2. 南丹市子ども・子育て会議 委員名簿

【平成 30 年度】

順不同・敬称略

No	氏名	団体名等	備考
1	藤松 素子	佛教大学 社会福祉学部	会長
2	坂瀬 一哉	南丹市小学校校長会	副会長
3	今西 統子	南丹市PTA連絡協議会	
4	前田 舞子	南丹市立園部幼稚園PTA	
5	坂矢 美里	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園保護者会	
6	石田 真由美	小学生以下の子をもつ保護者	
7	森 祥子		
8	秋田 裕子	NPO法人グローアップ	
9	松山 純子	南丹市立保育所・幼稚園・幼児学園 職員連絡協議会（公立幼稚園）	
10	前原 一子	南丹市立保育所・幼稚園・幼児学園 職員連絡協議会（公立保育所）	
11	江川 由美子	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園	
12	桂 ひさ子	みやま子育てパートナーズ 「よっといで」	
13	関 とし	すくすくやぎっこ	
14	高屋 和志	船井医師会	
15	山内 明	南丹市社会福祉協議会	
16	村上 不二子	南丹市民生児童委員協議会	
17	山本 明	京都府南丹保健所福祉室	
18	松本 明美	子育て経験者	
19	広田 ゆかり		

【令和元年度】

順不同・敬称略

No	氏名	団体名等	備考
1	藤松 素子	佛教大学 社会福祉学部	会長
2	坂瀬 一哉	南丹市小学校校長会	副会長
3	青木 由利加	南丹市PTA連絡協議会	
4	河村 さおり	南丹市立園部幼稚園PTA	
5	山岸 有美	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園保護者会	
6	山口 桂子	小学生以下の子をもつ保護者	
7	北崎 瑞帆		
8	大内 麻紀		
9	原 華奈		
10	秋田 裕子	NPO法人グローアップ	
11	久保 佳苗	南丹市立保育所・幼稚園・幼児学園 職員連絡協議会（公立幼稚園）	
12	弓削 志津加	南丹市立保育所・幼稚園・幼児学園 職員連絡協議会（公立保育所）	
13	江川 由美子	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園	
14	桂 ひさ子	みやま子育てパートナーズ 「よっといで」	
15	関 とし	すくすくやぎっこ	
16	高屋 和志	船井医師会	
17	榎原 克幸	南丹市社会福祉協議会	
18	村上 不二子	南丹市民生児童委員協議会	
19	山本 明	京都府南丹保健所福祉室	

3. 南丹市子どもの貧困対策推進プロジェクトチームメンバー

(敬称略)

No.	所 属	氏 名	役 職	備 考
1	福祉保健部福祉相談課	中西 智子	課長補佐	保健師
2	福祉保健部社会福祉課	中澤 美由紀	主事	生活保護ケース ワーカー
3	福祉保健部保健医療課	塩貝 千絵	課長補佐	保健師
4	市民部人権政策課	穴釜 恵介	主事	
5	教育委員会学校教育課	濱田 栄真	学校教育課 指導係長 指導主事	
6	教育委員会社会教育課	後藤 満	社会教育主事	
7	(事務局) 福祉保健部 子育て支援課	谷口 悌	課長	
8	(事務局) 福祉保健部 子育て支援課	山田 真美	課長補佐	
9	(事務局) 福祉保健部 子育て支援課	阪本 樹里	主任	保健師
10	(事務局) 福祉保健部 子育て支援課	寺田 利裕	主任	

4. 計画の策定経過

日 程	内 容
平成 30 年度	
【平成 30 年】 7 月 31 日	第1回 南丹市子ども・子育て会議(計画策定に向けた実態調査概要説明)
11 月 12 日	第2回 南丹市子ども・子育て会議(実態調査の設問等検討)
2月1日～ 2月18日 (一部の学校 のみ3月1日ま で)	①南丹市子どもの暮らしの様子アンケート(子ども用アンケート) ※小学5年生、小学6年生、中学1年生、中学2年生、中学3年生対象 ②南丹市子どもの生活状況アンケート(保護者用アンケート) ※小学5年生、小学6年生、中学1年生、中学2年生、中学3年生の保護者対象 ③南丹市子どもの生活状況アンケート(ひとり親家庭・生活保護受給世帯用アンケート)※ひとり親家庭・生活保護受給世帯保護者対象
2月	子どもの支援に関わる関係機関・団体のヒアリング調査 ※子どもの支援に関わる関係機関・団体対象
【平成 31 年】 3 月 8 日	第3回 南丹市子ども・子育て会議(実態調査結果の速報版報告)
令和元年度	
【令和元年】 7 月 5 日	第1回 南丹市子ども・子育て会議(実態調査の結果概要報告・計画策定スケジュール説明)
7 月 30 日	第1回 南丹市子どもの貧困対策プロジェクト(キックオフ会議)
8 月 8 日	第2回 南丹市子どもの貧困対策プロジェクト(子どもと貧困を考えるワークショップ①)
9 月 27 日	第3回 南丹市子どもの貧困対策プロジェクト(子どもと貧困を考えるワークショップ②)
10 月 28 日	第4回 南丹市子どもの貧困対策プロジェクト(子どもと貧困を考えるワークショップ③)
11 月 8 日	第2回 南丹市子ども・子育て会議(計画骨子(案)検討)
12 月 10 日	第5回 南丹市子どもの貧困対策プロジェクト(計画素案についての検討会議)
【令和2年】 1 月 10 日	第3回 南丹市子ども・子育て会議(プロジェクトでの計画素案検討後、修正案をさらに検討)
1 月 27 日～ 2 月 20 日	計画中間案をパブリックコメント実施 ※3人からの意見
3 月 9 日	第4回 南丹市子ども・子育て会議(計画最終検討)



南丹市子どもの未来応援プラン

～子どもの貧困対策推進計画～

【令和2年3月】

発行：南丹市

編集：南丹市福祉保健部子育て支援課

住所：〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

TEL：0771-68-0017 FAX：0771-68-1166
